

朝鮮総督府機関誌『朝鮮』の哲学思想関係記事の分析

(研究課題番号：09610042)

平成9年度・平成10年度科学研究費補助金
基盤研究(c)(2)研究成果報告書

平成12(2000)年3月

研究代表者 権 純哲
(埼玉大学教養学部 助教授)

平成9年度・平成10年度科学研究費補助金

基盤研究(c)(2)

研究成果報告書

朝鮮総督府機関誌『朝鮮』の哲学思想関係記事の分析

(研究課題番号 09610042)

研究組織 : 研究代表者 権 純哲 (埼玉大学教養学部助教授)

研究経費	: 平成9年度	1,600千円
	平成10年度	500千円
	計	2,100千円

埼玉大学

埼玉大学附属図書館

998001101

目次

はじめに

第一章 朝鮮総督府機関紙『朝鮮』について：その書誌的考察

- 1 朝鮮総督府機関紙と『朝鮮』
- 2 『朝鮮総督府月報』から『朝鮮彙報』
- 3 『朝鮮彙報』から『朝鮮』へ
- 4 日本の朝鮮支配と『朝鮮』

第二章 『朝鮮』から見る朝鮮統治と思想問題

- 1 朝鮮の思想状況：独立運動の分析
- 2 総督府の思想課題
- 3 新しい思想の模索：学者の提言
 - (1) 「最も権威ある宗教」
 - (2) 儒教と家族主義
 - (3) 精神主義の改造論：心の完全なる変化
- 4 「皇化」行事
 - (1) 下賜金事業
 - (2) 祝日の励行
 - (3) 新嘗祭供御献上米
 - (4) 官幣大社朝鮮神宮の行事・儀礼
- 5 日韓併合の歴史的な理解
 - (1) 渡来人や日鮮文化両流に関する研究報告
 - (2) 朝鮮古蹟調査
- 6 制度の歴史的な沿革：文明化
- 7 外国人の朝鮮統治認識と海外事情報告

むすび

はじめに

最初、朝鮮総督府機関紙『朝鮮』に出会ったのは、10年程前、「実学」の研究史を整理するときであった。現在もそれほど変わっていないが、当時の韓国（北朝鮮も同様）では、「実学の集大成者」としての茶山思想の評価とともに、性理学（朱子学）とは異なるものとしての「実学」像が学界を支配していた。しかし、はたして性理学と「実学」を対立させて理解・解釈したのは、何時、誰によってであろうか。この疑問は、茶山研究を始めてから、私の脳裏から離れることはなかった。その疑問を解く糸口は、意外にも『朝鮮』のなかで発見することができたのである。そのときの感動は、忘れられない。

そのような契機があって、その後、近代日本の朝鮮研究や近代日本の学術状況を勉強しつづけてきた。「朝鮮総督府機関紙『朝鮮』の哲学思想関係記事の分析」というこの研究は、以上のような経験から構想されたものである。

日本の植民地支配から解放されて以来、韓国の学術の発展過程においては、植民地時代の学術が常にアンチテーゼとして登場してきた。それゆえ、植民地時代の学術に対する批判だけが先行して、その実態の把握はそれほど注目されてこなかった。『朝鮮』の場合、その性格上、主に総督府の政策に関する研究と、朝鮮社会の実態を把握するための手がかりを探し出す目的で利用されたりはするが、哲学思想研究において『朝鮮』はそれほど注目されず、関係記事もあまり発掘されていないのが現状ではある。

植民地支配の正当化や朝鮮思想と日本思想との類似点の強調、日本思想の注入などが多くの哲学思想関係記事の内容をなしているという、そのイデオロギー的性格のため、その記事が持ちうる学術的な側面も同時に無視されてきた感じさえする。この研究では、まず哲学思想関係記事を発掘整理しながら、総督府の思想政策の推移を追跡し、それらの記事執筆者の論点を分析することと、その上、記事執筆者ごとの学問研究業績との関連性を考察することを、計画した。現在、当初計画した目的は充分達成できたとはいえないものの、当分の間、これらの課題を追究しつづければならないと思う。

現在、『朝鮮』記事索引のデータベースは、少しばかりを残して完成間近にある。完成した『朝鮮』記事索引のデータベースは、多くの研究者が利用できるように、CD-ROM 製作配布、インターネット上での公開、あるいは冊子出版をも考えている。記事が 9,500 項目を超えているので、この報告書に付録することはあきらめざるを得なかった。

以下、この報告は、朝鮮総督府機関紙『朝鮮』の書誌的考察（第一章）と、総督府の朝鮮支配と思想問題（第二章）を中心にして考察していきたい。第一章では、『朝鮮総督府月報』という名で始まって『朝鮮彙報』そして『朝鮮』にいたる朝鮮総督府機関紙の変遷を追跡し、機関紙の目指す目的や編集方針などの変化を明らかにした。第二章では、『朝鮮』から見る朝鮮統治と思想問題を、朝鮮の思想状況に対する総督府の分析、総督府の思想課題、さまざまな思想の模索、「皇化」行事、日韓併合の歴史的な理解、制度の歴史的沿革、外国人の朝鮮統治認識と海外事情報告、なをを通じて考察を加えた。

附記 1) この研究では、復刻版『朝鮮』（高麗書店）を研究補助金で購入し、それを利用した。

2) 『朝鮮』目次のデータベースへの一次的入力作業は、当時埼玉大学教養学部三年大澤武司

君に協力してもらった。作業には、高麗書店製作の『朝鮮』毎号目次複写本を用いたが、不明確な部分も多く、入力には苦勞したようである。難解な漢字も丁寧に入力してくれた。

3) 一次作業を補完する二次入力作業は、筆者が行った。復刻版『朝鮮』本文と対照しながら、目次には載っていない小記事や広告記事をも入れた。

第一章 朝鮮総督府機関紙『朝鮮』について：その書誌的考察

1. 朝鮮総督府機関紙と『朝鮮』

『朝鮮』は、大正9年7月1日から昭和19年12月まで発刊された朝鮮総督府機関紙である。第354号が最終号であるが、発刊された『朝鮮』は総189冊である。それは、大正4年3月1日に出された『朝鮮彙報』から『朝鮮』の通号は数えられていたからである。

日韓併合条約締結後、植民地朝鮮支配の最高権力機関として登場した朝鮮総督府は、施政方針や様々な政策の理解を広めるために機関紙を発行した。その最初のものが明治44年6月20日に「第一巻第一号」を出した『朝鮮総督府月報』であり、大正4年2月1日発行の「第五巻第二号」（総46冊）を最後にして、機関紙は『朝鮮彙報』と改める。それは、『朝鮮総督府月報』規定の廃止と新しい『朝鮮彙報』規定の公布によるものであった。

『朝鮮総督府月報』の後継誌として『朝鮮彙報』は大正4年3月1日に第一号を出しているが、大正9年7月1日から『朝鮮』に名称を変えるまで、号数をつけることはなく、『朝鮮』になったときにも号数は無かった。号数の表示は『朝鮮』大正10年6月号に、はじめて「第七十七号」と記されている。しかし、『朝鮮彙報』の発行総冊数は66冊で、計算上一冊多く総号数とは合わない。ただ、『朝鮮彙報』への改正以来、大正5年6月15日発行の特別号(6月号とは別)を入れ、大正7年4月発行の号外「西伯利に関する調査」を除いてカウントするとそうなる。

『朝鮮総督府月報』・『朝鮮彙報』・『朝鮮』これらの三誌は、同じ朝鮮総督府の機関紙であるにもかかわらず、通号において『朝鮮』と『朝鮮彙報』がともに数えられ、『朝鮮総督府月報』がそれらと区分されていることになる。まず『朝鮮総督府月報』から『朝鮮彙報』へは、規定の廃止と新たな規定の公布があったこと、そして『月報』の第何巻第何号という形式を『彙報』が取っていない点から、形式的違いが窺える。また、『朝鮮彙報』から『朝鮮』への移行には規程の変化はなく、『彙報』の製作体制で『朝鮮』が発行されていくのである。しかし、これらの機関紙の編集に関係した人々がそのような区別意識があったとは見えず、後述のように、寧ろ同様に意識していたのである。

以下、これらの書誌的考察を整理しておこう。

2. 『朝鮮』の前史：『朝鮮総督府月報』から『朝鮮彙報』へ

『朝鮮総督府月報』は、明治44年5月総訓第41号の「朝鮮総督府月報に関する規程」により、その翌月第一巻第一号が出る。どのような雑誌であるかを、その規程を通してみたい。

第1条 朝鮮における施政、産業其の他各般の状況を蒐録する為毎月二十日朝鮮総督府月報を発行す

臨時調査事項にして浩瀚に渉るものは月報附録として之を発行することを得

第2条 月報は官房総務局総務課に於て之を編纂す

第3条 月報に掲載すべき事項は左の区分に依る

一 農業及殖林、二 商業、三 鉱業、四 水産業、五 貿易、六 運輸及び交通、七

理財及金融、八 教育、九 社寺宗教、十 衛生、十一 救恤慈善、十二 地方行政、十三 司法、十四 調査資料、十五 統計

第4条 月報に記載すべき材料は関係の各部及所属官署に於て蒐集しへし

第5条 材料を蒐集せしむる為各部及所属官署(道は内務部及び財務部)に各一名の月報主任を置く月報報告主任は奏任官又は判任官中より所属官長之を命し其の官氏名を総務課長に通知すへし

第6条 月報報告主任月報に掲載すべき事項を調査したるときは其の都度直に之を総務課長に送付すへし

第7条 月報原稿締切期限は毎月十日とす

第8条 総務課長は月報掲載事項に関し月報報告主任に直接交渉を為すことを得

第9条 月報原稿は別記様式 of 原稿用紙に之えお記入すへし但し統計図表類又は其の印刷物に係るものは便宜美濃白紙十三行野紙若は美濃白紙に之を記入し又は其の印刷物を美濃白紙に貼附し之に代用することを得

第10条 月報は官房総務局印刷所之を印刷す

印刷所長は依頼に応じ月報に広告を掲載することを得其の料金は印刷所長之を定む

ここで確認しておきたい点は、機関紙発行の目的といえる「朝鮮における施政、産業其他各般の状況を蒐録する為」という第一条である。「臨時調査事項にして浩瀚に渉るものは月報附録とし」とあるが、実際は、大正3年9月に号外として刊行された「独逸殖民地膠州湾に関する調査」のみである。収録内容をみてみると、第三条の掲載項目に従った体裁は第三巻第六号までであり、同第七号からはより簡単になり、調査資料、時局に関する事項(第四巻第九号から)、雑録、辞令(第四巻第五号からは叙任及辞令)、統計、判決例、法令の体裁に落ちづく。この『月報』は大正4年2月1日発行の「第五巻第二号」(総46冊)を最後号として『朝鮮彙報』に変貌していく。

この『月報』最後号には「本誌の改良」と題して、「本誌発刊以来巻を重ねること五、其の間常に紙面の改良を怠らすと雖、今や朝鮮に於ける施設の進展経済の発達に従ひ、之か報道任務を有する本誌も亦茲に大改善を加ふべき機運に達したるを以て三月号を期し、朝鮮彙報と改題し紙面を拡張し記事の豊富を図り且内容に於ても一大改良を加へむとす」と案内している。またその具体的な内容について、つぎのような項目が載っており、その特徴をうかがうことができる。

- 毎号二百五十頁とし記事を豊富ならしむ
- 毎号口絵写真版、石版図表を附し材料を益斬新有益ならしむ
- 朝鮮に存する古碑碣の石摺を附し考古の資料に供すへし
- 記事の正確を期するを以て朝鮮を研究せむとする人士の好羅針盤たるへし
- 海外事情欄を設け支那、露西亜等隣邦の事情は固より欧米諸国の事情にして参考とすべきものは之を掲載すへし
- 地方通信欄を設け各地方に於ける一般状況の通信を掲載す官民諸氏の投稿を希望す
- 質疑応答欄を設け法令経済統計等に関する質疑に応ず何人も本欄を利用し得へし
- 朝鮮に施行せらるる諸般の法規にして前月中に発布せられたるものを網羅し且其の部分は取外つし毎月之を集綴するに便ならしむ故に読者は常に最新なる法令集を得へし

- 朝鮮語研究欄を設け論説及び簡易なる文典、朝鮮語会話等を掲げ以て朝鮮研究の一助たらしむ
- 投稿を歓迎す官の調査と個人の研究とを問はず朝鮮研究に関する記事は努めて掲載す
- 朝鮮各地汽車発着時刻は勿論内地、朝鮮、満洲間船車聯絡発着時刻を掲げ旅行に便す
- 朝鮮各地の書店、雑誌店に於て発売す

このようにして「朝鮮総督府月報に関する規程」は、大正4年2月に廃止され、「朝鮮彙報に関する規程」が定められ、3月1日から施行されることになる。その規程は次のようである。

第1条 朝鮮に於ける行政及諸般の状況を広く知悉せしむる為毎月一回朝鮮彙報を発行す

第2条 朝鮮彙報に掲載すべき事項の概目左の如し

- 一 叙任及辞令、二 行政、三 財政及金融、四 産業、五 交通及び土木、六 学事、七 司法及び警察、八 研究資料、九 外国事情、十 地方通信、十一 雑録、十二 質疑応答、十三 統計、十四 法令及通牒、十五 判決例、十六 国語及朝鮮語

第3条 朝鮮彙報編纂の爲編纂委員長及編纂委員数人を置く

委員長は総務局長を以て之に充つ

委員は朝鮮総督府及所属官署の高等官の中より之を命ず

第4条 委員長は毎月一回委員を会し編纂に関する打合を爲すべし

第5条 朝鮮彙報原稿は毎月十日迄に官房総務局総務課に送付すべし

第6条 朝鮮彙報は依頼に応じ広告を掲載することを得其の料金は別に之を定む

最初任命された委員を見てみると、総督府書記官が3人、総督府事務官が6人、通訳官が3人、視学官が1人、鉄道局参事1人、通信局書記官1人、警務官1人、勸業模範場技師1人、中央試験所技師1人、委員長を含めて全19名、このほか事務嘱託1人がある。

このように『朝鮮彙報』への改編においては、編纂委員の強化をふくめて、記事範囲の拡大と内容の充実化がその特徴となっている。とくに朝鮮研究の資料提供、海外事情紹介、読者への多様な資料情報提供をうたっており、この点が「蒐録」を目的としていた『月報』からの大きな変化である。また、質疑応答、投稿を呼びかけている。朝鮮語欄は地方官吏の朝鮮語学習を促し、地方行政の効率向上を図ろうとしたものである。

さらに2年後の大正6年9月に総督府訓令第39号を以て規程改正を行い、『朝鮮彙報』の新たな改良が行われることになる。

第1条 朝鮮に於ける行政及諸般の状況を周知せしむる為毎月一回朝鮮彙報を発行す

別に朝鮮彙報地方号を発行し主として面行政に関する事項を蒐録す

朝鮮彙報地方号には諺文を付することあるへし

第2条 朝鮮彙報は毎月一日に朝鮮彙報地方号は毎月十五日之を発行す但し必要あるときは臨時増刊することあるへし

第3条 朝鮮彙報に掲載すべき事項の概目左の如し

- 一 紀事、二 調査及研究、三 地方事情、四 雑録、五 統計、六 法令及通牒、七

判決例

朝鮮彙報地方号に掲載すべき事項の概目左の如し

一 紀事、二 研究資料、三 地方通信、四 雑録、五 例規

第4条 朝鮮彙報編纂の爲編纂委員長及編纂委員数人を置く

委員長は総務局長を以て之に充つ

委員は朝鮮総督府及所属官署の高等官の中より之を命す

第5条 委員長は毎月一回委員を会し編纂に関する打合を爲すべし

第6条 朝鮮彙報原稿は毎月五日迄に官房総務局総務課に送付すへし

第7条 朝鮮彙報は依頼に応じ広告を掲載することを得其の料金は別に之を定む

規程の改正の趣旨は、『朝鮮彙報』とは別に、『朝鮮彙報地方号』を発行し、主として面行政に関する事項を蒐録し、また諺文を付することができる(第1条)とし、発行は『朝鮮彙報』の毎月一日と『朝鮮彙報地方号』の毎月十五日に区分している(第2条)。そして掲載事項の概目は、『朝鮮彙報』は「記事、調査及び研究、地方事情、雑録、統計、法令及び通牒、判決例」とあり、『朝鮮彙報地方号』は「記事、研究資料、地方通信、雑録、例規」とある。このような改正について、10月1日発行の『朝鮮彙報』は「朝鮮彙報の改良」と題して次のような広告記事を載せている。

「本誌は素と朝鮮総督府月報と称し、明治44年6月創刊し、大正4年3月に至り朝鮮彙報と改めたるものにして創刊以来鋭意尽力以て朝鮮の行政其の他諸般の状況を一般に知悉せしむることに努めたり。而して本誌改題の後毎号之を各面に配付し朝鮮施政の現状を面職員に周知せしむると共に、その国語力の向上を図り以て面治改善の一端に資せむことを期したるも、本誌の目的とする所は前述の如くなるを以て、其の内容は独り面行政に関するもののみならず、行政各方面の専門に渉る記事多く面職員らの通読に不便なるもの尠からず、各面配付の趣旨往々貫徹せざるの憾あり、是に於て各面に対しては本月以降別に朝鮮彙報地方号を発行配付し、主として面職員の通読利用に便することと為せり。尚本誌に在りても之を機として編輯の改善と内容の充実とを図り一層発行の趣旨に向ひて努力する所あらむとす。朝鮮彙報地方号発行の趣旨は上述の如く主として面職員の通読に便するに在りと雖、其の輯録する行政、産業、納税、民籍其の他地方行政上必要なる諸般の事項を網羅し、之が記述は平易にして諒解に便なる国語又は諺文を以てし、加之国語研究の一欄を設けて引続き国語講説を爲し之が普及を期せんとす。故に地方行政に膺る者は勿論、国語又は朝鮮語の研究に志ある者に対し好個の参考資料たるを失はざるを以て地方号も亦本誌と同じく通読せむことを希望す。」

『朝鮮総督府月報』が『朝鮮彙報』に改正される際には、『月報』規程第一条の「朝鮮に於ける施政、産業、其の他各般の状況を蒐録する為」という目的が、『彙報』規程においては「朝鮮に於ける行政及諸般の状況を広く知悉せしむる為」となり、その目的は情報の「蒐録」から情報の「知悉」に変わったことが重要な変化である。『朝鮮彙報地方号』の発行はそれをさらに徹底に遂行するためといえる。引用にあるように、地方行政末端の面職員に対して、行政の諸事項の通達と熟知がこのような雑誌発行の目的として鮮明に示されており、また日本語編輯による限界が諺文編輯に展開されていったことがうかがえるのである。地方末端の面行政において言語の障壁がやは

り大きかったということだろうか。

ちょうど、この時期に日本人官吏に対する「朝鮮語講習会」などによる朝鮮語奨励が盛んに行われ、またその成績による昇進制度をも設けて、末端行政を強化しているのである。この『朝鮮彙報地方号』発行は、まず朝鮮人官吏に対する行政の諸般事項の熟知を計ると共に、日本人官吏の朝鮮語学習、さらに内鮮人官吏相互の協力体制構築を狙ったものと考えられる。このような『朝鮮彙報』と『朝鮮彙報地方号』という毎月二冊平行出版体制は、『朝鮮』になってからも継承されていく。『朝鮮』と『諺文朝鮮』（通称）がそれである。ソウル大学図書館などでの所蔵は確認したが、その全貌は筆者には未確認のままである。今後の課題にしたい。

3. 『朝鮮彙報』から『朝鮮』へ

先述したように、『朝鮮彙報』は大正9年6月1日発行を最後にして、その翌月には『朝鮮』という誌名で発行されていく。この誌名変更の際には、その時期を前後して何の案内もなく、規程についての記述もない。奥付の編纂委員や発行者、印刷所などには何の変化がない。変わったのは、この誌名の外に雑誌のサイズがA4からB5になったことだけである。そして、号数の表示は『朝鮮』という誌名にして12ヶ月目の大正10年6月号にはじめて「第七十七号」と記される。つまり、規程上の変化も確認されておらず、編輯担当者の意識には、この変化は特別な意味をもたなかったように思われる。たとえば大正12年8月25日発行の「第百号記念増刊号」があるが、これは勿論『朝鮮彙報』から数えて第百号である。なのに、そこには、「総督府月報の創刊から第100号という表現があったりして、同一の機関紙という意識がむしろ強く、その間の変化、違いなどは編集者の意識には重要なことではなかったようである。回顧または感想の意見を求められた副島道正も「雑誌「朝鮮」創刊以来年を閲すること茲に十三、号を累ぬること既に一百」（「朝鮮の統治に就て」）と述べたり、また編集者から原稿を依頼するときにも「総督府月報が、創刊茲に十三年、正に一百号に達せむとするに当り、記念号刊行の計画成れる」という内容の手紙を出したようである（山道襄一「朝鮮統治に対する所感」の前書き）。他の一例として、大正14年5月の第120号には、価格の変更がある事を知らせる「読者の方々へ」にも「本誌が明治44年6月総督府月報として創刊せられて以来朝鮮統治の上に將た朝鮮事情紹介の上に貢献したのでありますが、将来は一層各方面の援助を仰ぎ紙面の内容形式上に改善を加えて本誌の使命を果したいと思ひます。」と記されている。ようするに、朝鮮総督府の機関紙としての連続性や同一性の意識が編集関係者に強かったことがわかる。

編集担当部署を見ると、『朝鮮』と誌名が変わった大正9年7月号の発行人は、以前の同様に、朝鮮総督府官房庶務部文書課長とあるが、その後、庶務部調査課長（大正11年11月号）に、また文書課長に、総務課長（昭和19年12号）に変わったりするが、これらはいずれにしてもその前の事務分掌規程の改正（大正10年10月13日、昭和19年12月1日）によるもので、基本的に総督府官房の方で担当していたことには変わらない。

雑誌の形式的な構成をみると、基本的には口絵・写真、様々な記事、そして彙報、任免、日誌になっており、記事を見てみると、総督・政務総監の訓示や演説、講習会や講演会などでの総督府官僚や学者の講義、総督府官吏・嘱託や学者による調査・研究・視察の報告、地方の諸般状況と事例紹

介などによって構成されている。この形式的構成はあまり変わっていないが、後でみるように、記事内容は時代と共に変化している。しかし、「朝鮮に於ける行政及諸般の状況を広く知悉せしむる為」とした『朝鮮彙報』以来の目的に変化があったわけではない。

たとえば、大正11年7月号の「彙報」欄の「文書事務主任打合せ」には「一七、本府発行の雑誌紙面の利用に関する件」という文章がある。そこには「雑誌『朝鮮』及び『朝鮮文朝鮮』は施政方針の普及徹底並諸般施設の紹介を目的とする機関紙たるに拘わらず、従来の実績に徴すれば地方庁等に於ては之が紙面利用に付殆ど顧慮せられざるが如し。本誌は総督府に於て編纂発行すと雖も、其の紙面は寧ろ各庁の共有なり、将来左記諒知の上競うて之を活用せられんことを望む。」とした後、つぎのような項目を示している。

- (1) 地方事情紹介の意味を以て地方における施設其他諸般の状況に付、進んで文書主任に於て材料の蒐集に努め、本府文書課長に送付せられたし。
- (2) 記事に関連する写真は勿論其他雑誌口絵に適當なる写真は可成撮影送付ありたし。此の場合地方庁に於て経費を負担すること困難なる場合はその旨本府文書課に照会せられたし。
- (3) 雑誌の販売に付ては各地方主要地書店をして之に当らしめつつあるも、普及上尚遺憾の点尠からず。依って地方庁に於ても相当督励を加へられたし。

雑誌編集責任者の熱意とともに、担当者の積極的な協力を呼びかけていることがわかる。特に、『朝鮮』の普及と利用の拡大を強調している点が目につく。

また、『朝鮮』になってからの変化の一つとしては、「記念号」や「特輯号」が当分の間目立っている点である。それをあげてみると、記念号としては

大正10年10月号	「改正地方制度記念号」
大正11年3月	「朝鮮教育制度改正記念号」
大正14年10月	「始政十五周年記念号」
昭和4年10月	「朝鮮博覧会開設記念号」
昭和9年10月	「始政二十五周年」
昭和13年4月	「教育令改正・志願兵制度実施記念特集」

などがあり、特輯号としては

大正10年6月	「朝鮮社会教化事業号」
大正11年10月	「交通開発号」
昭和9年2月	「緬羊及緬羊事業特輯号」
昭和11年7月号	「半島都府の大観」
昭和11年8月号	「半島都府の大観」
昭和11年10月号	「朝鮮婦人観」
昭和12年6月号	「満州」
昭和12年7月号	「治山・治水」

昭和12年10月	「祭礼特輯号」
昭和13年10月	「生活刷新」
昭和14年1月	「東亜の新状勢と内鮮一体」
昭和15年12月	「新興亜体制下における朝鮮の使命」 (斎藤子爵記念会募集入選論文)
昭和18年7月号	「朝鮮の労務問題」
昭和18年9月号	「北鮮地帯」
昭和18年11月号	「満洲開拓と朝鮮」
昭和19年1月号	「決戦下朝鮮の科学技術」
昭和19年4月号	「松炭油」
昭和19年9月号	「生産責任制下の朝鮮鉱工業」
昭和19年11・12月合併号	「酒石酸」

などがみられる。

これらの記念号・特集号は、その表題からもわかるように、その時にあった制度上の変化、主要政策やその成果を取り上げたもの、始政十五周年・二十五周年、そして第百号記念増刊号（大正12年8月：第100号は7月号で、9月号は第101号である）のようにその間の施政の業績や反省回顧を取り上げたものであるが、このほかに、表題として掲げてはないものの、特集という形式は、編集姿勢や方針としてもっていたことがわかる。

たとえば、昭和6年3月号の「警察及衛生」（京城医専教授兪日濬「朝鮮の風土病に就て」）、昭和6年6月の「気象現象とその影響」（巻頭言）、7月の「交通通信」（巻頭言）、8月の「朝鮮の動植物」（巻頭言）、9月の「財政経済の発展とその将来」（巻頭言）など、記事の中から確認できるものがあり、また、目次にその姿勢が明示されているものが多い。すなわち、昭和8年4月号の「道制」、5月号の「満鮮」、8月号の「北鮮」、昭和9年1月号「農山漁村振興運動」、昭和9年11月号「天然記念物・名勝古跡」、4月号「宗教」、6月号「本年度の重要施政」、昭和12年1月号の「内鮮満文化同系観」、昭和14年2月号の「躍進半島の歩み」、4月号の「我が校の皇国新民教育」、7月号の「美術の朝鮮」、10月号の「朝鮮工業座談会」、昭和15年1月号の「転機の朝鮮文壇」、7月号の「第19回鮮展概評」、10月号の「飛躍の半島経済（施政30周年記念）」、11月号の「半島一瞥の印象（始政30周年）」、昭和16年2月号の「北鮮経済」、3月号の「教育新体制論」、6月号の「鮮満一如再強調論・半島科学陣の新課題」、7月号の「西鮮経済論」、11月号の「国民皆労」、12月号の「大東亜戦争と銃後の朝鮮」、昭和17年6月号の「朝鮮美術・第21回鮮展審査員評」、7月号の「徴兵制」、8月号の「朝鮮金融界の新体制」、9月号の「慶祝 満州建国十周年」、10月号の「朝鮮文化の新発足」、11月号の「朝鮮農業の再編成」、12月号の「朝鮮における鍊成」、昭和18年2月号の「義務教育制の発足」、5月号「朝鮮の電力問題」、6月号の「朝鮮水産の新体制」、8月号の「半島の思想指導体制」、昭和19年5月号の「農業生産責任制」、7月号の「鉱工平南」、8月号の「朝鮮事情紹介・半島出身産業戦士慰問」などである。

以上、みてきたように、『朝鮮総督府月報』から『朝鮮彙報』、そして『朝鮮』へ誌名が変更されていったが、その変化の中からは、機関紙の目指している目的も変わっていったことが見えて

きた。すなわち、行政全般に渉る資料の蒐集を目的とした『月報』から、その普及と広報を目指す『朝鮮彙報』へ、さらにそれを徹底に遂行するために『朝鮮文朝鮮』の発行がそれである。『朝鮮』になってからは、以前との違いがそれほど見られないが、毎月一定分野に集中した編集する特集の編集方針が確認できたように、より啓蒙的な広報紙の色彩が強まっていく。たとえば、1931年の満州事変以降、戦争の色彩が濃くなっていくにしたがって、雑誌『朝鮮』には、広報・宣伝の色合いが強くなるし、何よりも目につくのは、記事の激減である。一冊の頁をみても、120ページ前後から80,90ページ前後に減少していく。思想関係の記事の場合には、思想宣伝が露骨になっていく。たとえば、皇国思想の強調振りや共産主義・社会主義、個人主義への批判がそれである。太平洋戦争期になると、「戦下随想」が連載されたりする。(43.2月号—44.10月号)

このような機関紙『朝鮮』に見る記事内容や編集姿勢の変化には、次のようなことがその背景にあったように思われる。一つ、総督府の朝鮮支配体制の整備が考えられる。資料の蒐集から情報の普及への転換は、ほかならぬ、行政資料の蒐集がすでに機関紙の役割になれなかったことを意味する。中樞院による膨大な調査資料の出版をはじめとして総督府の各機関独自の出版の増加があったことや、様々な団体による調査資料の出版、そして研究機関の充実化と京城帝国大学の開校も重要な要因であったと思われる。つまり、専門的情報の伝達は、もはや『朝鮮』の役割ではなくなったのである。いま一つは、広報や宣伝の役割の増大である。たとえば、情報委員会(大正9年11月)や、のちに情報課の設置と、当時においては先端の活動写真の活用も注目に値する。殖民地朝鮮にも大衆動員を強いていく日本の大陸戦略や世界戦略を推し進めていくなか、朝鮮人の皇民化と戦争への動員には、より高度な宣伝を要したのであり、その中心的役割を担ったのが『朝鮮』であったといえる。

4 日本の朝鮮統治と『朝鮮』記事の変化

日本の朝鮮支配は、概ね大正8年(1919年)3月1日の独立運動により、また昭和6年(1931年)の満州事変により、大きな政策的転換が見られ、これら転換点を境にして三つの時代区分が示されている。すなわち、

第1期は、1910年の韓国併合から1919年3・1独立運動まで

第2期は、1919年から1931年の満州事変勃発まで

第3期は、1931年から1945年解放まで

の区分がそれである。ここに、一般的な理解を再確認するために、大日本百科事典の「日本の朝鮮統治」という項目記述(執筆者：宮田節子)を紹介してみよう。

第1期；「武断政治」とも呼ばれ、司法・立法・行政の三権から軍事権までを一手に握った朝鮮総督の元に、憲兵隊司令官が警務総長を兼ねるという特殊な治安機構である憲兵警察が、全朝鮮に綱の目のように張り巡らされた。憲兵警察は、「暴徒の討伐」から日本語の普及までの広範な権限をもち、朝鮮人の日常生活のなかに食い込んだ。さらに言論・出版・集会・結社の自由は完全に奪われ、新聞・雑誌は廃刊させられ、ただ総督府の御用紙である「京城日報」、その日本語版の「毎日申報」などが許された。1911年8月に「朝鮮教育令」が制定され、朝鮮人を亜日本人化するための同化教育が開始された。このような強権の下で植民地支配の基礎作業が行われた。

土地調査事業(1910.3-18.11)、林野調査事業、交通・運輸機関の建設、金融・貨幣制度の整備、度量衡の統一などが遂行され、朝鮮は日本の食料・原料供給地、商品販売市場へと編成されていた。また会社設立を総督の許可制とする「会社令」(1910.12)が出され、民族資本は抑圧された。これらの矛盾が1919年、3・1独立運動となって爆発した。

第2期；朝鮮人の全民族的抵抗により、日本は、支配政策の転換を余儀なくされ、迂回戦術を取りながら、民族分裂政策を積極的に追求していった。総督の文官任用の道を開き、従来の憲兵警察を普通警察にかえるとともに、警察官を約3倍に増強、一府郡一警察署、一面一駐在所主義を採用、治安体制を強化した。さらに1922年には朝鮮教育令を改正、同化教育を拡大強化した。その一方で、民意を探るため「東亜日報」「朝鮮日報」「開闢」などの民間の新聞・雑誌の発刊を20年から許可し、「地方自治」の看板を挙げ、極度の制限選挙を行い、親日派の育成を図り、「革命の防波堤」を築こうとした。また、日本国内の低米価、低賃金を維持するため、朝鮮で安価な米を増産させることを目的とした「産米増産計画」は、土地改良、耕種法の改善を中心に立案されたが、財界の不況、農民の抵抗などのために失敗した。期間中、米の生産高は微増したが、日本への輸出は激増し、農民は飢餓輸出を強いられ、30年には全農家の48%、約120万戸の絶糧農家が出る惨状となった。

第3期；1931年の満州事変に始まる15年戦争下の朝鮮は、戦時動員体制に組み込まれ、戦局の拡大とともに一層強化された。特に朝鮮人を皇民化することに政策の主眼が置かれた。事変後、日本ファシズムの一環として「農村振興運動」(1933)が展開され、農家経済の更生が意図されたが、農村は救済されず、日中戦の展開とともに精神運動の側面を強め、一連の皇民化政策へと連なっていた。「皇国臣民の誓詞」制定(1937.10)、志願兵制度が施行(38.2)、「兵員資源」の裾野を広げるための朝鮮教育令の第3次改正、「創氏改名」(40.2)。さらに「大陸兵站基地」が唱えられ、日本の軍需産業のため、低賃金と長時間労働を強いられ、地下資源が大々的に略奪された。また日本国内の労働力不足を補うための強制連行は、39年の「募集」に始まり、44年の「徴用」へと進められた。このように15年戦争下の朝鮮では、すべての政策は「戦力増強」を主軸に展開された。

以上のような様相は、『朝鮮』の記事からも窺い知ることが出来る。

第一時期においては、政策資料の蒐集とその普及が総督府機関紙の大きな役割の一つであったということもあり、やや読者を限定した専門的内容の記事が多い。「諺文」版の登場はこのような機関紙の利用をより拡散するためであったのである。専門的内容に啓蒙的側面が加味していくことが感じ取れる。『朝鮮彙報』から『朝鮮』への誌名変更もこの時期のことである。

第二時期になると、何よりも目につくのは多様に企画・実行されるさまざまな行事の詳細な報告記事の存在である。たとえば、博覧会、共進会、講習会、内地視察団などなど。これは、参加型の行事が数的に増加したことに起因するものではあるが、むしろそのような行事を積極的に広報しようとする編集方針・意図によるものであろう。毎号の主要記事においては、啓蒙的性格が濃くかつ鮮明に現れている。独立運動という朝鮮民族の抵抗に直面してから反省と共に様々な政策が考案され実行されていくが、それらの政策紹介に際しても、その歴史的沿革を踏まえながら、その政策実行の当為性と必然性を強調したりするとともに、それは朝鮮人のためであることと、当局者の積極的な姿勢や献身的努力を訴えたりする。朝鮮人の人格を尊重するとか、歴史上の朝

鮮文化に対する再評価がいわれるなか、朝鮮文化に関する学術的研究記事も多く、短篇的記事のほかに、連載物も少なくない。そして海外事情を紹介する記事もかなりある。この研究においても、やはりこの時期の記事が主に検討の対象となる。

第三時期には、第二時期の姿勢や方針は維持されているものと見られるが、時代の変化と共に記事の内容や性格も自然変わっていく。「農村振興」は「満州開拓」と関連して拡大されていき、また「鮮満一如」、「銃後」、「内鮮一体」、「大東亜」などのスローガンとともに、これらのスローガンを支えるものとして教育(国民教育・道徳教育・体育など)・宗教・科学が強調されていく。地域としては、満州と隣接しており、また重工業の中心である「北鮮」地域がしばしば取り上げられている。

朝鮮総督府機関誌出版状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考
1911 : M44						1巻1号	1巻2号	1巻3号	1巻4号	1巻5号	1巻6号	1巻7号	月報発行
1912 : M44	2巻1号	2巻2号	2巻3号	2巻4号	2巻5号	2巻6号	2巻7号	2巻8号	2巻9号	2巻10号	2巻11号	1巻12号	
1913 : T2	3巻1号	3巻2号	3巻3号	3巻4号	3巻5号	3巻6号	3巻7号	3巻8号	3巻9号	3巻10号	3巻11号	3巻12号	
1914 : T3	4巻1号	4巻2号	4巻3号	4巻4号	4巻5号	4巻6号	4巻7号	4巻8号	4巻9号/号	4巻10号	4巻11号	4巻12号	号外：膠州調査
1915 : T4	5巻1号	5巻2号	彙報 1	2	3	4	5	6	共進会記念	8	共進会第二	10	誌名変更：彙報
1916 : T5	11	12	13	14	15	16/特別号	18	19	20	21	22	23	特別号は調査研究
1917 : T6	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33/地方号	34	35	
1918 : T7	36	37	38	39/号外	40	41	42	43	44	45	46	47	号外：西伯利調査
1919 : T8	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	
1920 : T9	60	61	62	63	64	65	朝鮮 66	67	68	69	70	71	誌名変更：朝鮮
1921 : T10	72	73	74	75	76	77:社会教化	休刊	78	79	80	81	82	号数標示は77より
1922 : T11	83	84	85:教育改正	休刊	86	87	88	89	90	91	92	93	
1923 : T12	94	95	96	97	98	99	100	第百号記念	101	102:交通	103	104	
1924 : T13	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	
1925 : T14	117	118	119	休刊	120	121	122	123	124	125:施政25	126	127	
1926 : T15	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	
1927 : S2	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	
1928 : S3	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	
1929 : S4	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173:朝鮮博	174	175	
1930 : S5	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	
1931 : S6	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	
1932 : S7	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	
1933 : S8	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	
1934 : S9	224	225:緬羊事	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	
1935 : S10	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	
1936 : S11	248	249	250	251	252	253	254:都府観	254:都府観	255	256:朝鮮婦	257	258	259欠号
1937 : S12	260	261	262	263	264	265	266:治山水	267	268	269:祭礼	270	271	
1938 : S13	272	273	274	275:志願兵	276	277	278	279	280	281:生活刷	282	283	
1939 : S14	284:大東亜	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	
1940 : S15	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307:朝鮮使命	
1941 : S16	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	
1942 : S17	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	
1943 : S18	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	
1944 : S19	344:科学技	345	346	347	348	349	350	351	352:鉱工業	353	354合併号	合併号	

第二章 『朝鮮』記事から見る朝鮮統治と思想問題

『朝鮮』の記事のなか、思想という言葉が頻繁に出てくるようになるのは、やはり大正8年の独立運動後、新任の齋藤実総督・水野錬太郎政務総監体制になってからのことである。所謂文化統治の時代のことであるが、総督の統治方針は、赴任の翌日9月3日宣言された。即ち、朝鮮人民に文明の恵沢を浴せしむ趣旨をもって、学校の増設、言論の自由、笞刑の廃止、朝鮮語の奨励、鮮人官吏の登用、自治制の準備などがうたわれていた。朝鮮文化研究はもちろん、思想の論議もこの時期に旺盛に行われることになる。

独立運動後の状況に対する総督府の思想的課題としては、朝鮮人の民族主義に基づいた独立意識をどうすべきか、そして如何に朝鮮人を同化していくかの問題があった。もちろん、生活の質の向上のための経済や文化に対する朝鮮人の理解を深めるための政策もある。このような課題に対する総督府の方針は、末端官吏にまで熟知させなければならぬのは言うまでもない。機関紙『朝鮮』はほかならぬこのような役割を担っていたのである。ようするに、単なる政策資料の熟知だけでは済まず、思想に関する教養をも徹底的にもたせなければならなくなったのである。

総督、政務総監をはじめとして、各局長・部長・課長クラスの人々は、各種の会議を主催したり、あるいは各種の会議での講演を通じて、総督府の政策や方針を直接に伝えていく。そのため彼らは、当時の世界情勢はもちろん、最新の学問的研究成果の把握にも努め、また朝鮮の歴史と文化に対する研究や学習も行う。朝鮮の歴史文化や慣習風俗などに対しては、その任に適する人々を囑託にして研究と調査を行う。また、総督府の政策諮問会議の多くは内地の官僚や学者などの専門家をその委員にしており、会議などによる朝鮮訪問のときの彼らの講演も『朝鮮』を通じて広く伝えられていく。

この章では、まず、『朝鮮』の記事を通じて朝鮮における思想状況と思想問題、そして総督府の政策を整理してみたい。そして、広報を目的とした機関紙という性格から、日韓併合の歴史的理解に係る記事、制度の沿革に関する記事、そして海外事情記事を通じて、それぞれの記事の意図するものを考えてみたい。

1 朝鮮の思想状況：独立運動の分析

大正8年3月1日に起った朝鮮人の独立運動が、帝国日本に与えた影響は大きかった。前章で見たように、歴史学界では朝鮮統治の時代区分点となっている重要な事件でもあった。

ここでは、独立運動勃発後の朝鮮の治安に関する記事を通じて、総督府が分析していた朝鮮の思想状況を見てみたい。取り上げる「朝鮮に於ける治安の現状」（大正10年12月）は、水野政務総監の全国中学校長一行招待会で朝鮮事情について、事務官丸山鶴吉がおこなった講話の筆記である。丸山鶴吉は、後に総督府警務局長を務める。同様の内容が、大阪府外10県朝鮮視察団に対する説明要旨である「朝鮮現時の治安」（大正10年4月）、大日本新聞記者大会席上演述要旨の「朝鮮の治安」（大正12年7月）にもある。ほかに、「婦人講座」の講演筆記の「世界思潮と日本の地位」（大正11年5月）、「懐かしの朝鮮」（大正14年9月）がある。

丸山鶴吉は、併合後、朝鮮の文化・産業は発展・進歩し、物質的な幸福は享有しつつあった半面、精神的不安は充満していき、その「朝鮮人の精神的饑」が独立運動の勃発の原因となったと

いう。そして、それが「突如」に勃発した直接の動因として、当時のアメリカ政界の雰囲気とウィルソン大統領による「民族自決主義」を挙げる。アメリカ政界の雰囲気というのは、彼によると、「アイルランドの独立運動に対して同情を表す決議案」が下院と上院を通過したことに刺激されたアメリカ在留の朝鮮人による朝鮮統治批判論、そして朝鮮在住の宣教師たちによる朝鮮統治に関する報告によって、日本の朝鮮統治が暴政虐政であるという認識が増えていき、結局は採択されなかったものの、「朝鮮の独立運動に同情を表す意味の決議案」が上院に提出されたことを意味する。

「この模様を見た在外朝鮮人等は堅く亜米利加の援助を信じ、米国の援助があれば独立は可能なりと深く信じておった」のであり、ちょうどそのときに、ウィルソン大統領が媾和会議に際して発した十四ヶ条の宣言の中でも、最も朝鮮人の思想を刺激したのは、彼の民族自決主義の一箇条であったというのである。

この「民族自決主義」に刺激されたのは、まずアメリカで教育を受けた「有識鮮人」であって、「騒擾の思想上の原動力」となったのは、「現に上海にある所謂仮政府の、李承晩、安昌浩、金奎植、呂運亨其の他多数の有識の青年」であったと説明する。

「朝鮮は併合以来物質的には段々幸福に向かいつつあるけれども、精神的には必ずしも幸福だとは思っておらなかった。殊に日本人の態度に対する不平不満の念は朝鮮人の脳裏に余程強く深く刻まれておった事實は、今申したような有識の青年たちは充分察知しておったのでありますから、彼等はこの民族自決主義の高唱された機会を利用しなければ到底朝鮮独立の目的を達することは出来ないと考えて非常な熱心を以って国外に於いて運動を開始し、朝鮮内と連絡を図ったのであります。朝鮮内に於いて彼等は何に着眼したかと言えば、宗教団体であります。即ち基督教と天道教との二つに着眼を為したのであります。」

つまり、原動力となる海外の朝鮮人が、「日本人の態度に対する不平不満の念」をもっていた多くの朝鮮人の存在に注目し、特に基督教と天道教の二つの宗教団体を利用したことによって、全鮮に独立運動が拡散していったというのである。すなわち、「如上の二団体を糾合して各方面に気脈を通じて、遂に一昨年 3 月 1 日を以って独立宣言をして、京城、平壤、元山等に騒擾が勃発し其の翌日は朝鮮各地数十個所に独立騒擾が起りまして、殆ど全鮮騒擾の巷と化して了った」のである。

その一方、国際社会に対する活動も展開していた。すなわち「金奎植なる鮮人を正使として巴里に送り、媾和会議に際してクレマンソン氏に向かって朝鮮人代表者として媾和会議に出席して議決権を行使せんことを請願し、各国主権者に対しては盛んに朝鮮の独立を要望せしめ」たり、また「一案を案じて、朝鮮問題は正式に国際連盟会議に議題となって朝鮮は独立するのである、そこでもう一度 3 月の騒擾のような騒動を起こすことが有効だと云ふことで、種種なる煽動をし始めた」のである。こうして、海外での朝鮮人の独立運動が始まったのである。

「満洲、布哇、亜米利加、西伯利亞等に居る朝鮮人が集まって、上海に臨時政府を建設し、亜米利加に居った李承晩、布哇に居った安昌浩などが其の首脳となり、其の他満洲露領に居った者から内閣員を夫々任命して猛烈に運動を開始したのであります。さうして亜米利加に対しては朝鮮統治の非難を盛んに宣伝し、色々の陰謀が朝鮮内に仕組まれたのであります。吾々は夫等の陰謀

と殆ど昼夜力較べを為た次第でありまして、暫くの間は少しも落ち付きの無い時を過ごしました。」

「上海の仮政府」の主な活動は、彼の分析によると、その第一は、資金調達である。最初は「殆ど税金の形式に於て鮮内の人民から徴収し、人民も自分の政府に出す金だからと思って出した」のであるが、徴収は出来なくなり、終には仮政府による「愛国基金募集委員」が朝鮮に入ってきて「愛国基金」とか「軍資金」とか称して募集した。しかし、警察の検挙取締が嚴重である為に、鮮内における軍資金の募集が漸次困難になってきた。そこで、軍資確保のための非常手段として、第二の強盗、暗殺等の敢行である。その実例として、

- ① 昨年3月15日義州においての朝鮮人刑事巡查暗殺（三人の暗殺団）
- ② 同日宣川台山面面長暗殺（汝は朝鮮人でありながら日本に隷属し、独立運動に参加せぬとは不屈な奴だ、思い知れと其の面事務所で）
- ③ 間島事件（不逞鮮人団が或は軍隊教練をやり、或は学校を建て、盛んに不穏な行動を取って為て・・・3月15日に茂山付近に侵入を企てた）

などを挙げている。このような事件は大正9年の3月から6月までしばしば繰返されていたという。そして、独立運動勢力の活動について、「到底鮮内で既定の軍資金を調達することが出来なくなるから、鮮内の人心を常に動揺せしめて、騒擾の気分を醸成せしむる為の窮余の窮策であって、国境方面に於いて騒擾を起こし、朝鮮一般民心に刺激を与へやうと云ふ一つの計画に外ならぬ」のであると結論付ける。

このような分析の上、彼は、様々な朝鮮統治に対する批判論に「朝鮮内の人心は漸次落ち着きつつある」と答える。

「朝鮮における新しい政治は悉く失敗である、所謂文化政治を標榜したけれども、そんな文弱な政治は朝鮮に於ては駄目である、さう云ふ文弱な政治をやるから朝鮮人をつけ上らして了ったのである。今日の不穏状態は内政のやり方が間違っただけである、と内地の堂々たる人が批評すると云ふ有様でありました。而かも夫れは新総督新政務総監が来られてから一年経つか経たない昨年5、6月頃における内外の批評であります。中には武断政治一若し武断政治と云ふものがありとすれば夫れは寺内総督時代のことを指すのでありませうが一復活を要望する議論すら鮮内外における堂々たる新聞、雑誌に現れましたが・・・決して全体から見て悲観すべき現象ではない、朝鮮内の人心は漸次落ち着きつつあるのであると考え・・・」

「お前達はそんなことを言うけれども、事實は決して平穩ではないではないか、現に先月12日総督府に爆弾を投げた者もあるではないか、平穩だという口の下から爆弾が飛ぶようで、何が平穩であり、何が落ち付きであるか、と云ふ議論もあるやうであります。併しながら爆弾の投下とか暗殺事件とか云ふものは、前にも申す通り、在外の朝鮮人等が自己の生存を図るために鮮内を動揺せしむる手段方法であって、鮮内一般の人心が陰悪なる為に、或は爆弾が投げられ、或は暗殺が行われるのでは決してない、其の源は全く国外の不逞鮮人の窮余の策に過ぎないのであります。」

ようするに、鮮内の人心は落ちつきつつある、鮮内動揺の原因はすべて国外の不逞鮮人にあるのだというのである。このような説明からは、鮮内の善良な朝鮮人と国外の不逞鮮人という二項対立の構図が浮かぶ。朝鮮統治に従順しない「不逞鮮人」を排除する方針が明確に示されているのである。

また、新しい国際情勢の変化の一つとして、ウィルソン大統領の敗退によって、朝鮮人のアメリカを頼りにする観念は希薄化し、またその熱意も下がってきたと分析する。すなわち、「正義、人道も利益の無い所には適用が無いと云ふ自覚を段々有って来て、独立運動に対して亜米利加の同情を仰ぎ援助を得んとしたことも一場の夢であったと悟ったので、結局亜米利加も頼りにならぬと云ふことを充分感じてきた」というのである。しかし、彼は、「鮮人の多くは決して独立の希望は心の奥深く秘めて捨てない、と見る方が当たって居る」と念を押す。

「本当に独立の希望を達するのは自分の力によるの外ない、出来得るだけ文化を促進し、実力を養成して、他日一何れの時機かは知れないけれども一大いに実力を養い、其の文化に於て、富の程度に於て、世界と肩を並べ得る域に達せしめなければならぬ、其の時期に於て独立運動をやつて日本の羈絆を脱すべきである、今日独立独立と言つて空騒を為て居るのは、夫れだけ朝鮮の文化を遅れしめ、従つて朝鮮人一般の不幸となるも決して幸福ではない、と云ふ自覚に段々有識者が進んで来たのであります。即ち多数の有識鮮人諸君は新総督、新政務總監が来て、其の政綱に於て、内鮮人の差別を撤廃し、教育を興し、産業を振るはし、言論集会の自由を認め、段々と朝鮮人に幸福を与へんとする政策を執つておるのであるから、吾々はこの潮流に乗つて、文化運動、社会運動を起こして、一般の文化を進め、実力を養成しやう、そして他日一子の代、孫の代になるか知らんけれども一大いに力を養つて而して後初めて日本の羈絆を脱しやうと云ふ民族的自覚に進んで来たのであります。斯う云ふ關係に依つて人心は今日余程落ち付いておるのであります。」

「是等の有識者の肚裡をたたけば、結局此の点に帰するのであります。朝鮮現今の有識青年と胸襟を開いて談論して見ますと、結局自分は独立の希望を捨てることは出来ない、理屈に於いては併合の哲理を諒解し併合は朝鮮人の幸福に導くものであると云ふことは承認するけれども、自分の眼の黒い間は、自分の頭から独立思想を取去ることは到底出来ないと云ふことを申します。之は全く偽らざる告白であらうと思う。」

丸山によると、この思想の流れは、第一に向学心の非常なる勃興で、これが見逃すべからざる文化運動、啓蒙運動の一つである。第二は青年団の組織で、青年団によって、青年は大いに修養し、実力を積んで、他日の発展を期するという思想の流れの一つと見る事が出来る。そして、このような新しい動きの例として、朝鮮人の文化啓蒙運動の「教育改善期成同盟会」（朝鮮の教育はこうしてもらわなければならないという意見書を提出するとか）、「女子教育会」（女子の覚醒を促すとか）、「矯風会」・「啓明倶楽部」（朝鮮の風俗習慣の改良を計るとか）、内地留学の朝鮮学生による夏休みの巡廻講演団など、また経済界の動きとして「維民会」・「経済会」（朝鮮産業を如何に開発すべきか、朝鮮の民衆に如何にして産業思想を普及せしめむかとか、産業調査会で報告書提出の予定）、そして、新日本主義を標榜する国民協会や大亜細亜主義の大東同志会などの存在

にも言及する。「斯くの如く併合を是認し日本に頼らなければならぬと云ふ根本思想に立つ団体もありますけれども、朝鮮の思想の大勢は、独立の要望と云ふ欲望を遙か彼方に抱いておると云ふことは、間違いの無い観察であらうと思うのであります。」と、朝鮮人の民族意識、独立思想の相対化が朝鮮内で進んでいることを確認している。

「斯くして朝鮮の政治を刺激して、自分等に適合した域に早く進めたいと云ふ考は、色々な事実に現れておるのであります。斯様な訳でありまして、朝鮮は今過渡期の最中であるのであります。武力を以って動乱を起こし殺害を為し、或は爆弾を投じて一気に朝鮮を乗っ取らうと云ふやうなことを考へておる者は鮮内には一人も無いと思うのであります。上海方面に居る鮮人でも少し世界の大勢に通じたものは、独立の到底不可能であることは観念して居りながら、あはよくば外国にプロパカンダをやって、日本が国際的孤立になるか、或は日米間に戦争が起きれば、其の隙に乗じて独立し得るかも知れないと云ふやうな所に一縷の望みを繋げて居るものはあるかも知れませんが・・・夫からもう一つの在外者間の思想の流れとして認むべきものは、どうしても白色人種に対抗するには日本に頼らなければならない、朝鮮が大いに実力を養って独立し得るとしても、結局日本を離れて独立と云ひことは考へられない、独立は要望するが、日本と何処までも提携して行からうと云ふ思想の芽生えが漸次濃厚になってきたと云ふことは見逃してならない傾向であると思う。」

独立を念願する朝鮮人としての選択肢とは、結局は一つしかないということである。国際情勢から他力による朝鮮の独立は不可能であるなら、自力による独立を目指す外ない。独立のためには実力を養成しなければならず、頼るなら日本しかいない。つまり、独立を目指すか否か、いずれにしても日本との共存の道となる。このような結論から、総督府が標榜した文化統治は、朝鮮人の実力養成のための向学心や産業開発を通じた民生安定、そして地方行政への参加などの、内鮮共学・内鮮融和の政策を進めていくのである。

「之は政務総監からもお話があった通り、渝らざる真心を以って相接し、吾々の赤心に依って段々段々に独立を要望する精神を少しでも擦り減らして、破滅していく期間を俟つより外に仕方がないと思うのであります。...、朝鮮の統治の大主義は朝鮮人の人格を認め、権利自由を尊重し、誠心誠意を以って朝鮮の文化を引き上げていくのことである。斯くしてなければ結局内鮮の融和調和の途が無いのである。」

斎藤総督と水野政務総監による文化統治は、朝鮮人の独立精神の摩滅と破壊を狙っていた高等政策といえる。ちなみに、韓胤翼の「同胞に檄す」(大正10年9月)の一部を引いておこう。

「彼の海外に居る不逞輩は蠅營狗求の私慾を以って所謂独立の企図を達成せしむべしと煽動し、民心を騒擾するが故に、有識階級の人々は流言蜚語に欺かれ事実独立したるか又は独立するを得べきかの如く考へたるも、不肖の見を以って見れば、決して達成せざるものと予認するなり。自力の精神実力万に一なく、蚊の泰山を負ひ、木に縁して魚を求むるが如し、」

「世界中何国が日本と戦争して勝算必ず図るものあらんや。又誰が朝鮮独立の為に多数の生命財

産を損害して相戦争し平和好誼を破るの理あらんや。」

「彼れ不逞輩の念心積慮を推測するに、二千万生靈を自縄自縛するなり、大東洋全局を自侮自受するなり、二千万民衆の罪人にして大東洋の罪人なり。」

檄文の最後には「幸に一顧を得ば賤齡六十、死亦遺憾無し、敢て告ぐ。平南、江西郡 韓胤」とある。

朝鮮を離れた後の丸山は、「懐かしの朝鮮」（大正14年9月）で、朝鮮での生活を次のように回顧する。

「○私は朝鮮に居ったときも、鮮人諸君が独立を思ったり、独立を希ったりすることを排除したり、攻撃したりしたことは一度もない、今もその点には変りはない。独立を要望せらるる人達も結局は多数鮮人諸君が、より幸福なより安泰な生活を営み得るやうにしたいと熱望せらるる外はないと思ふ。その独立が確かとした目標が立って、三年とか五年とかすれば成立するのだといふなら、暫くの犠牲として忍ぶといった申訳もあるが、少しく天下の状勢に通じて居るものから見れば、そんな見当が容易に附くものでない。その事を知りながらこんな空想的な刺激で、いらいらした気分ばかり導いて居るときに、朝鮮の人達の民族性をどれ丈け墮落せしめ、変屈な自暴自棄な怠気な性格を造出して、本統に救済すべからざる状態に墮して行く虞があることに氣附いて貰ひたい。これでは希望される独立が益々遠さがるのみならず、到底一代や二代ではとりかへしの付かない、深い深い欠陥となって永遠の朝鮮民族の不幸を来すと思はれてならない。

○・・・朝鮮青年諸君の心持を自分で分解して見るときに、つくづく将来が想はれてならない。在鮮当時も考へて居ったことだが此頃一層深くそのことが心配でならない。自暴自棄した国民に興隆はない。この気分を最近殊更に一般的に浸潤せしめた罪の一半は、熱烈なる愛国者だと思はれて居る人達が負はなければならぬとまで思ふ。

○こんなに話を進めると、屹度かく自暴自棄に陥らしめた罪は内地人ではないかと逆襲されるに違ひない個人個人の内地人の行動で勿論その責任を痛感するが、それなら併合といふ事実がなく、朝鮮人の手で政治を行はれて居って、果して今日よりよい幸福な、不平のない、うおり行届いた安神の出来る社会が、実現して居ったかどうかといふことに就て考察すると、誰も確信を以って返事は出来ないと思ふ。明哲なる理智の判断力を養はれて居るならば、道理は充分に理解せねばならぬと思ふ。只そそられた感情で総ての明智を蔽ふのでは前途に対する希望の蔭が薄らぐ計りである。」

2 総督府の思想課題

日韓併合によって、大韓帝国は朝鮮と名を変え、日本の植民地となった。しかし、植民地でありながら植民地ではないという主張が『朝鮮』に多くみえる。日韓併合をどう理解すべきか、またどう理解させるべきかというのは、独立運動後の第一課題となった。そこで注目されるのは、朝鮮は植民地ではないという主張である。たとえば、財務局長和田一郎は次のように言う。

「世上には朝鮮の統治は所謂植民地の統治とは其の趣を異にして居ると云ふことを覚らぬ人が多く、之が為に非常に誤った見解に陥る者が尠くない。朝鮮は二千年の旧国である、其の住民は多少現代の進歩に後れては居るが特有の文明を存し、人口の如きも一方里に千二百余人と云ふ密度であり、而も土地人民共に永き悪政に凌虐されて極端に疲弊し殆むど枯渴し切つて居るのであるから、人口も希薄で資源の豊富な新国土の統治開発とは全然之を同一視することは出来ないのである。…余は曾って数千人の朝鮮人と一緒に永く土地調査の事務に従事して居ったことがあるが、その知識、能力、勤勉等において左程甚だしき軒輊を見ないのである。…朝鮮が平和を得ず或は他国の勢力圏内に入ったならば日本は果して何うなるであらうか。退守の上より云つても進取の上より見ても日本は遂に国際的に行き詰るの外はなく而して窘蹙の結果は知るべきである。朝鮮の統治は独り朝鮮の為計りではなく帝国の為である、日韓の併合は決して之に因りて直ちに或経済的利益を得むとするにあつたのではない、寧ろ更に幾多の国帑を費やすも朝鮮をして文明の恵沢に浴せしめ東洋の平和を永遠に確保せんとするにあつたのである。此の大切な使命を忘れ内地の小事を先にして朝鮮の大事を後にするが如きは実に国家百年の将来を誤るものと云はざるを得ぬので、是亦朝鮮を以つて所謂植民地の如くに考ふる謬見の一面であるのである。」（「進歩と追懐」大正12年8月第百号記念号）

これは、朝鮮を植民地視する日本人の意識問題を指摘しているのである。これはもちろん日韓併合をどうみるかの問題と直結する。朝鮮統治は、朝鮮だけでなく帝国日本のためであり、東洋平和の確保に直結する「大切な使命」であるという当時の状況認識も強調される。

また、殖産局長西村保吉も同様の主張をしている。

「…内地と朝鮮との併合は日本が朝鮮を征服したるものにも非ざれば又朝鮮が日本を征服したるものにも非ず、日本と朝鮮とが完全に結合して共同努力するに非ざれば世界における吾々相互の完全なる共同生存の目的を達すること能はざるが為なり。朝鮮も四千余年の歴史を有し、曾ては日本に対して其の文化を輸入したる程の国柄なれども、多年東洋の一隅に僻在して其の学問・政治・経済等何時とはなしに世界進歩に後れ、国力微弱にして到底世界の強国と拮抗すること能はず、日本も亦東洋の一強国として三千年來敢えて外敵の侵入を容さず、加ふるに維新以來孜々として泰西の文物を輸入し、比年進歩の跡見るべきものなきに非ずと雖、之を世界列強に比すれば其の勢力尚甚だ微弱にして到底孤立して世界的優勝の地位を有つこと難し、換言すれば朝鮮も朝鮮丈にては到底永久に独立の存立を保障すること能はず、日本も日本丈にては永久に其の独立を安全ならしむること難きの情勢にありき。於是乎日韓兩國は互いに能く相互の地位を考慮し、平等の地位に在って相合同し、内鮮人全体の共同的努力に依りて益々其の勢力を増大し以つて東洋の平和を確保し対世界的独立自存の大目的を貫徹せんが為に外ならざりしなり。…然らば国家の実力を構成すべき要素は何ぞや、曰く人也、曰く富なり。其の体力強健にして知識品性の卓越せる優秀なる国民と、国民の勤勉努力に依りて充実したる豊富なる経済力とは、国家の実力を構成すべき二大要素にして、二者決して其の一を欠くべからず。…教育の進歩と産業の発達に依りて国家の実力を増進するの根柢にして、二者共に覚醒したる国民の自覚的奮励と国民的努力によるに非ざれば到底其の目的を貫徹すること能はざるなり。」（「朝鮮産業に関する一般方針及計画に就て」（大正11年10月）

ただ、西村においては、日韓併合ということ、あくまでも両国間の同等な立場での出来事であることを再度強調していることに特徴がある。二つの国家が一つの国家になったということ、を強調することで、彼の言いたいことは、「其の体力強健にして知識品性の卓越せる優秀なる国民」の存在と「国民の勤勉努力に依りて充実したる豊富なる経済力」となる「国家の実力を構成すべき二大要素」であったのであり、そのための「覚醒したる国民の自覚的奮励と国民的努力」の強調にほかない。

この二人の意見においては、併合による朝鮮統治の不可避性や必然性を説明するための差異化の論理がある反面、東洋平和や共存共栄を主張するための同一化の論理もある。たとえば前者については、主に、悪政による疲弊や文化の後進性などが挙げられ、支配階級の政治的責任とその意識を問う一方、後者の共存共栄の可能性については、朝鮮人資質の良好さや国民としての自覚など強調されている。

朝鮮は植民地ではないというこの主張には、朝鮮統治の基本方針として、植民地主義をとるか、あるいは内地延長主義を取るかという国際政治学上の議論をも含んでいる。じっさい、下記の引用にもあるように、他の帝国にみられる植民地支配とは、遠距離にある他民族に対する支配のことであって、これと日本の朝鮮支配との質的相違性がある。そのうえに、日本においては、当時の国際情勢、すなわち日本の国防上の安全とアジアの平和という状況判断からの併合必然性の認識がある一方、伝来の征韓思想と明治期に浮上してきた日鮮同祖論がある。つまり、日本にとって、韓国併合と朝鮮統治とは、単なる国際政治学的議論の対象であるのみではなく、日本人の思想や歴史意識とも密接な関連があるのである。

たとえば、次のように記事がある。

「朝鮮を植民地取扱をしはしないでせうか。一洲生曰く、元来植民政策と云ふものは、遙遠なる異洲の異人種にして治め難く化し難い場合に用いるもので、即ち英国の印度、仏国の安南が是である。我が朝鮮と日本との関係を言えば一葦帯水を隔てた同じ亜細亞洲で、同じ黄色人種であるのみならず、百濟、新羅以来千余年の間、貿易、国交其の他の関係で彼我互いに往来居住したものであるので、若し互いに異人種視するとせば黄色人種たる義務に反するのであります。但し文明に早晩の別があり、従って民智の程度の差はあるけれども、先進者が後進者を指導向上させるのは道德上の原則であって、文明の使命であるから、実力に道德が伴って始めて真の文明と云へるのです。今日本の文明が東洋第一の地位にあるからと云って、単に実力を持って朝鮮を鎮服しようとはしないでせう。且つ朝鮮人は紅人黒奴とは違うから、若しも植民地取扱をした日本には人悉く不平を懐き同化の妨げとなります。・・・若し内鮮の区分を廃して国勢の延長と見做し、朝鮮人と内地人とを精神的に連結して、朝鮮の教育や産業に誠心誠意を以って開発奨励したならば、朝鮮人は当局に感服し、心力を尽くして日本が世界に雄を争う事業には一肩担ふ様になります。・・・私は植民地取扱をするやうなことは万無かるべく思っております。」（「村灯閑話」一洲生）

ちなみに、「対鮮意見」「新聞雑誌抄」欄（大正11年2月）に紹介された『京城日報』の記事も引用しておきたい。

「併合は兩國の君主が一致し茲に平等的思想の下に内鮮人が上下の區別なく虚心担懐互いに相一致することに根本義が存在するのである。故に若しも此の点に欠点を生ずるならば朝鮮の統治は失敗に終わるのである。、、此の点に於て余は呉呉も内地人が紊りに輕侮手段を振回すが如き旧時代の思想より脱却せん事を希望して止まざる次第である。由来植民政策は獨逸の如き圧政主義に依るものと、英國の如き自治に重きを置くものとの二つある。朝鮮は元より植民地ではない、然しながら此れ世界的の大勢に鑑み、我内地人も殊に誠意を以て鮮人に向かい、彼等人心の傾向に重きを置きて大いに努むるところなくてはならぬ。殊に東洋には東洋主義の道德と真理がある。之れは東洋の共通点であらねばならぬ。況や内地人の如きは其の歴史上の關係が互いに相離れる可らざる縁故を有しておる事は一点の疑いもなき次第である。」（法学博士松井茂「革命期に在る朝鮮—建設的、積極的、進歩的大變動」）

その一方で、科学としての歴史からする日韓同祖論の主張もある。つまり、「日本人が二千年の歴史に基づき、確信する所に依れば、日鮮人は同一民族である。之れ六千萬人の確信であって、永遠不滅の科学的観念である。」という法学博士蜷川新の主張がそれである。記事は次のように続く。

「朝鮮の歴史が、日本の歴史程に完備して居らない所より、朝鮮の歴史の上に、日鮮人同一民族たるの事実なしと若しも云ふものあらば、之は歴史と云ふ科学を無視するの議論である。古へのローマ人より觀れば古へのゲルマン族は蛮族であった、ローマの古き歴史はゲルマン族の蛮民なりしを明示して居る、而して今日の仏人も獨人も亦英人も、決してローマの古史を以て偽りなりとは云はないのである。彼等英仏獨人は自国民の歴史に古き記事なしとの故を以て正しき歴史を無視するが如き非文明人ではないのである。朝鮮人も日本人も何れも共に此の正しき道理を理解するを要する。」（大正12年8月第百号記念号「日鮮人の共同文化擁護」法学博士蜷川新）

朝鮮側の資料不足によって、朝鮮の資料から同一民族の主張に無理があるにしても、日本の資料に記述されている史実が無視されるのは、歴史という科学において認められない「非文明人」の態度だということである。

日本と朝鮮との歴史上の交流の事実に基づき、日本の朝鮮統治について、古代文化に対する恩返し論も主張されている。

「朝鮮には四千年間の歴史を有する文化が有り、特に三韓時代においては、朝鮮は日本のために文明の手引きをする処があった。仏教の伝播の如きは其の著しき一例であると朝鮮人は誇っておる由である。朝鮮人の公言する処が悉く事実でないにせよ、其の言ふ処に多少の誇張があるにせよ、古代の朝鮮が今日の朝鮮と異なり、文化の点に於いて優秀の地位を占めておった事には何人にも異論はなからうと思ふ。併し徒らに祖先の手柄話をして居る丈で、現在何等の努力をしないでは、何等誇るに足りるべき理由はない。世界最初の文明国であると云ふ単なる理由のみでは、今日の埃及をして世界に重きをなさしむる事が出来ない事を知らば、現在の朝鮮人は努力奮励、其の光榮ある永き歴史を恥しめざる程度の文明に達せなければならぬ。三韓時代に於て日本に贈りたる文明の花が、今や実りを結びて再び朝鮮の地へ戻つて来たと考えたら、排日の悪戯は起らぬ筈

である。」(大正10年11月「対鮮雜感」嘲嵐)

また、つぎのような主張もある。

「…此朝鮮獨立騒動は、日韓合同後の歴史における日本帝国の一大不幸であり又汚点であることは否むことは出来ぬ。然しながら之に依りて内地臣民の朝鮮に対する考は大に一変し、或意味に於て覚醒したとも云はれる。而して鮮人一般にも大に悟る所であったことは明らかである。其結果内鮮人の双方の考の上に自然一致点が生じて来たと思われる。即ち日韓合同は天壤無窮再び分離すべからざること、而して鮮人の地位・権利・利益については内地人と同様何等の差別を設けざること是なり。…尤も鮮人側の立場から云へばまだまだ不満足の仕事が多々あらうけれども、それは所謂見方の相違であって主義の相違ではないから、時勢の進運とともに段々に改善を加へ終には一致点に到達することが出来るのであって今日は其道程にあるのである。…要するに朝鮮の将来に就て今後最も注意すべきは、一般朝鮮の人心を善導しそれをして倦まざらしめ常に一步一步向上発展して欲望を満足し、其精神的方面における進歩と物質的方面における発達を相俟って極東大帝国文明の精華を發揚すべきであると思ふ。」(大正12年8第百号記念号「朝鮮の将来」男爵阪谷芳郎)

つまり、獨立運動によって双方の意見の違いがはっきり見えてきたので、それが改善していけばいいし、結果的には「日韓合同は天壤無窮再び分離すべからざる」という一致点に到達したという。そして「一般朝鮮の人心を善導」する文明的に先進の日本人の優越意識は、「極東大帝国文明の精華を發揚すべき」ものとして示されている。

當為として東洋文明の設定には、東洋文明と西洋文明という二項対立的な文明観と、そのもと民族無視ないしは民族意識の抹殺が伴っている。このような考え方に対して、朝鮮人が民族を前面に出すのは、ごく自然のような気がする。次の引用は、平安北道江海青年会長であり、東亜日報記者である韓奘夏の「吾人の切実なる要求事項」(大正11年3月)という記事にある「朝鮮教育の根本主義」の一部分である。

イ)朝鮮人固有なる民族性と固有なる文化を尊重し、大勢に応じて教育の大本を樹立すべし。

ロ) 従来教育の根本主義たる植民地教育主義を廢し、人類共栄の大儀に立脚して人生の内的生命を拡大し、固有なる民族的精神を涵養し、天賦たる個体の品性を薰陶し、以って円満完全なる人格を養成するを基本とすべし。

ここで注目したいのは、朝鮮人固有の民族性と固有の文化の尊重を主張している点と、「人類共栄」をうたっている点である。つまり、東洋と西洋という区分局を超越するより普遍的なものとして「人類」が示されているのである。

この朝鮮人固有の民族性や固有文化の尊重という問題は、朝鮮統治においては乗り越えていかねばならない難題の一つであった。獨立運動の勃發がまさにこの問題を克明に示していたからである。これと関連して、朝鮮統治の実務を仕切っていた政務總監水野鍊太郎の、各道の内務部長會議に臨んで講演記事を取り上げて見たい。

水野は、「朝鮮統治は三十年五十年の短期間に於て完成し得られるものではない。単に眼前に起ることのみを処理するを以て足れりとせず、遠き百年二百年の将来を考えて帝国の全体から見て考慮しなければならぬ」とした上で、「我が国民は抱負を遠大にして国家百年の大計を立つる覚悟でなければならぬ」と朝鮮統治に臨む日本人の遠大な覚悟の必要性を述べながら、問題の本質が民族意識にあることを指摘し、それを思想の衝突と説明する。

「朝鮮人と内地人との思想の衝突・・・朝鮮人本位とか内地人本位とか・・・私共は朝鮮人本位でもなければ内地人本位でもない、総て帝国の全体から考慮しておるのである。・・・さう云ひ思想の間隔のないやうに努めなければならぬと思います。固よりこの思想が急になくなるとは思わない、何と申しても、朝鮮は一国を為しておたのでありますから、其の一国を為して居った朝鮮を全然日本化すると云ふことは急には出来るものではない、所謂民族と云ふものの思想は急には脱がれないと思ひますが、併しながらこの思想を何時までも維持して居てはいかぬと思ひます。かくては朝鮮人が日本臣民となつた所の目的は達せられないのでありますから、成るべく之を統一し融和するやうにして行かなければならぬ。併し之も決して吾々の時代において出来るものではない。次のゼネレーションになつて出来るか、其の次のゼネレーションになつて出来るか分からぬ。・・・終局吾々の目的としては、朝鮮人とか内地人とか云ふやうな区別がない、朝鮮も帝国の領土である、朝鮮の人は帝国の臣民である、吾々の兄弟姉妹であると云ふやうな観念を深くしなければならぬと思ふ。」

つまり、「急に脱がれないものにしても、いつまでも維持してはいけない」朝鮮人において民族という思想に対して、朝鮮人の日本臣民化が目的だというのである。そして今できる当世代の目的としては「朝鮮も帝国の領土である」、「朝鮮の人は帝国の臣民である」、「吾々は兄弟姉妹である」という観念の深化が示されている。朝鮮人の「思想」こそ朝鮮統治においては問題であったのである。

いっぽう、このような内鮮融和のためのさまざまな政策を実施していく中で、青年会が全鮮に作られていく。上記引用の韓奘夏は平安北道江海青年会長と東亜日報記者という二つの肩書きをもっているが、彼も奨励されていた青年会組織を利用しながら東亜日報記者としての独立運動をしていたかもしれない。この青年会に対する水野の考えは次のようである。

「昨年の情勢を見ますと、諸君のご承知の如く青年会は雨後の筈の如く出来たのであります。而して其の標榜する所は智識を向上し体育を奨励し、人格の修養を為すとか云ふやうな極めて宜しいやうな事を言っておりますが、其の内容を見ると殆ど政治的団体で、而かも独立思想を有つて居る者が其の幹部になつておる。甚だしきは制令違反、保安法違反で罪を得た者が其の幹部になつておると云ふやうな訳で、実に危険団体であつて、之をどうかしなければならぬと云ふ情勢でありました。其の後熱は冷めたのでありまして、今日では組織はあるけれども殆ど其の内容はないと云ふ状況であります。」

日本の侵略や併合に反対し独立思想を持ち続けていた多くの朝鮮人は、文化統治の名の下で団体活動が正式的に許可されると、動き出したのであるが、制令違反、保安法違反による幹部の処

罰などで、すでに有名無実の団体になっているという。

「青年に対して指導教育が甘く行かぬと朝鮮の今後において余程問題を生じて来る訳でありますから、この事に就ては諸君が教育の上なり或は社会的施設の上なりから考慮して行けなければならぬと思います。青年会其のものは決して悪くはない、青年が集まって智識を交換し、人格の向上、思想の発達を図りたいと云ふ目的を以って青年会を組織すると云ふことは決して悪くない、甘く指導すれば善くなる。・・・乍併青年会の中にも、政治に関与し殊に独立其の他不穩の行動を為すものは極力取締まらなければならぬのは勿論であって、必要の場合には解散を命じても宜しい。さうでない穩健にして国家社会に貢献すると云ふやうなもの、若しくはなさしめるやうに導き得るものは何処までもよき方に導かなければならぬ。伝染病の予防のこととか、道路の修繕、水害の予防、植林事業とかに就いて青年会を働かしめるが如きは最も必要である。又倫理道德等のことを話し、彼等の人格を修養せしむるやうに導くことも必要である。」「内務部長会議に臨みて」(大正10年11月)

青年会の中でも「政治に関与し殊に独立其の他不穩の行動を為すもの」は、解散命令をも含めて極力取り締まるべきだという総督府の基本方針が明確に示されている。「智識を交換し、人格の向上、思想の発達を図りたいと云ふ目的」の青年会を国家社会に貢献する存在にすること、具体的に、①地方行政の諸政策遂行に積極的に活用すること、②倫理道德の訓話会などを通じて人格修養に引導することが提示されている。この青年会らを指導するのはもちろん、総督府の官吏や地域有力者である。

ここで確認しておきたいことがある。朝鮮統治にさまざまな政策が実施されていくのであるが、日本の朝鮮統治の根本方針は不変ということである。大正11年10月産業開発号の斎藤実朝鮮総督の「産業開発は朝鮮刻下の急務に属す」の一部を見よう。

「…先年の欧州大戦は人類生活の種々なる方面に向かつて莫大の變化を与へたが、就中列国の対内外施政方針を殆ど根本的に變更せしめたことは最も顯著なる事実と認むべきである。戦後各国民は互いに國際的共同福祉の為に努力し、国民的利己主義を抑制して他国民の正当なる権利を尊重しなければならぬと謂ふ思想が高潮せられ、巴里會議に於ては國際聯盟となり、華盛頓會議に於ては軍縮制限・太平洋問題等が列強の間に協議せられ、日米英仏四國協約が議定せられた。乍併、列國の競争を絶對的に制遏するの不可能なるは勿論のことであって、各國は相競うて戦後の整理經營に努め、孰も其の全力を殖産興業に傾注し、国運伸展の為に最善を尽くして居る。即ち今や武力的競争が已み、之に代つて文化的競争殊に經濟的競争が一層激甚ならんとしつつあるのである。…

世界の大勢前述の如くなるが故に、朝鮮の統治も亦此の大勢に順応せざるべからざること言を俟たない。近時國際關係複雑を極め、且つ内閣にも更迭があつたけれども、我が朝鮮に於ては一視同仁の聖旨を奉体し新附の同胞をして冷く皇化に霑はしめ、無形に有形に民衆の福利を増進せんとする統治上の根本方針は未だ曾つて些の變更を見ない。即ち安寧秩序を保持し、地方行政を改善し、教育の普及向上を図り、産業を開発し、交通・衛生等の整備に努め専ら施政の実績を挙

げんことを期しつつある次第である。」

ここにみるように、朝鮮統治の根本方針とは、「一視同仁」による「皇化」である。具体的にそれは、「民衆の福利増進」と表現され、さらに「安寧秩序の保持」、「地方行政の改善」、「教育の普及向上」、「産業開発」、そして「交通・衛生の整備」の実績を通じて実現されていく。「安寧秩序の保持」は、独立運動をはじめとする日本の朝鮮統治に抵抗する諸勢力の抑圧と懐柔を基本にし、その成果をあげるために様々な政策が実施されることとなる。経済的・物質的な生活において朝鮮の人々は、総督府の統治の下で日々を送っているのであるが、独立運動の全国的拡散を目撃した総督府は、朝鮮人の意識の問題をより重視せざるを得なくなる。前で指摘したように「倫理道德」、「人格修養」、そして「国民としての自覚」などがそれである。そのイデオロギー的表現はほかならぬ「一視同仁」による「皇化」である。

3 新しい思想の模索：学者の提言

第一次世界大戦後の政界情勢は激変していき、思想問題も混乱を増していくのである。ここでは、二人の学者の世界思想潮流に対する見解と、最新西洋の精神主義改革論を紹介する記事を見ていきたい。

1) 「最も権威ある宗教」

ここで、取り上げるのは、北海道帝国大学総長佐藤昌介の「人心の動揺と宗教問題」（大正 11 年 3 月）である。文体から見て講演筆記である。この記事からは、民主主義と共産主義の問題、宗教の役割に対する考え方をうかがうことができる。

佐藤は、「元来戦争は人心を新たに致します」という前提のもとで、明治維新においては、鳥羽伏見の一戦が「開国進取の国是を我が国に樹てまする動機を作った」のであり、「明治維新当時における人心の変遷が幾百年我が国の習慣となって居た者を一朝にして打破し、新社会新風潮を造った」経験を強調する。同じ論理をもって彼は、西洋における民主主義思想の登場を説明する。すなわち、「今回の世界の動乱に就きましても、歴史上に於ても動かすことの出来ないものとされて居りました、欧羅巴の諸大国の王家が独逸に於てはホーヘンツロレン家、奥太利に於てはバプスブルグロートリングゲン家、露西亜に於てはロマノフ王家は皆惨澹たる末路に陥ったやうなことで御座いまして、政治上に於きましても民主主義即ちデモクラシー思想の弥漫致すと云ふことは是当然のことで御座います。」というのである。そして、彼は日本での民主主義について次のように論じている。

「併し乍らデモクラシーのことは決して今日新たに起った思想ではないのでありまして、欧羅巴に於いては数千年以来学者が是を唱え、政治家も是を実行せんと試み来った処の思想であることは、ご承知の通りであります。又我が国に於きましても今日始めて其の声を聞いたことでは決してないのでありまして、我が王朝の制度は民主主義を実現せられた処のものであります。王朝時代の仁政は此の民主主義の実現であったと云ふことを申しても宜しかろうと考えるので御座います。」

すなわち、王朝時代の「仁政」が「民主主義の実現」だというのである。「我が王朝」とは、日本の天皇制を指すものであろうか。

そして、共産主義に対しては、

「・・・アダムスミスの主張に対しカールマルクスが共産主義かつ民主主義を唱え、社会の経済組織を根本より改めようとしたので御座います。財産は法律上之を保障し之を持って居る訳で御座います。然るに其の財産に対して共産主義を唱えました。又財産を生ずる処の労働者の使用に対しては、資本家の間に於きまして之を物品の如く見做すが如き、労働者の人格を認めないで物品の如く見做すと云ふことは最も社会の安定を欠く処の過激なるものである。是は今日に於て許すことの出来ないところのものであります。我が国の如きは最も斯くの如き過激思想の入ってくることを警戒を致し、又是を防がなければならぬものであります。」

と、警戒しなければならない「過激思想」と指摘する。このマルクスの考え方の根本的な誤りとして、唯物史観をあげる。すなわち、「マルクスの唯物主観歴史を物質上より監察したことがこの根本の誤りであるので、人類の歴史と云ふのは決して物質上によっても存在するものでなく、人類は決して物質のみを以って生くるものではない」という。このうえ彼は、「物質が精神を支配するのに非らずして精神が物質を支配することにならなければならぬ」という当為論を主張し、それについては「基督が権威ある処の宗教を宣伝されたであります。今の世の中は最も権威ある処の宗教を要求するのであります。」と、「最も権威のある宗教」を要求しているのである。彼のいう「最も権威のある宗教」とは何であろうか。

「或は仏教に抛り、或は儒教に抛り、或は人道に或は基督教に抛りますかして、斯くの如き際には権威ある宣伝を以って人心の不安を除き社会の秩序維持に努めることに致さなければならぬことであらうと思うのであります。而して現今に於て如何なる対応策が最も必要であるかと云ふと、我が国と致しましては、現在の国体を尊重致し、千万年の後に至りまする迄帝室を中心とし、内地におけるばかりでなく、或は朝鮮に或は台湾におけるも皆同様に、万世一系の 天皇の御慈愛の下に、我が国の社会秩序が維持せられ、我が民族の幸福が得られますやうにすべきである。そして如何に産業上における共産主義の気分が来りましても、如何に階級戦争の聲が聞こえましても、吾々はこの覚悟を持って是に対しなければならぬものであると思うのであります。」

仏教によろうが、儒教によろうが、あるいは基督教によろうが、現今の社会不安への対応策としては、「国体を尊重」し、「万世一系の 天皇の御慈愛」の下に、というのが彼の主張である。万世一系の天皇を中心にして、国体を尊重することで、共産主義や階級戦争などに対処できるというのである。

「併し乍ら思想問題に対しては矢張り思想を以って是に対応しなければならぬことで御座います。そしてこの思想の根本には宗教上の信念と云ふものは堅く築かれて居るやうにならなければならぬことであらうと思うのであります。又国家観念なるものは最も国民の間に深く穿がたれる処の

基礎を持っておるやうにならなければならぬことであらうと思うのであります。」

つまり、思想問題には思想をもって対応するという思想戦を主張する。そして「思想の根本」としての「宗教上の信念」の堅持を、また国民としての「国家観念」保持を主張するのである。

そして、彼は、「この東西の思想界の動乱せる今日において、或は権威を以って宗教の信念を建てて宣伝を致して、この社会の人心を救い人類の幸福を増進することに向かつて進みますことは、蓋し基督教徒の使命であり、宗教家の責務であると信じます。」と最後に言っている。「東西の思想界」、「人類の幸福」といった普遍的発想をもって、「基督教の使命」、「宗教家の責務」と言うのである。

由緒のある北海道大学総長である彼は、基督教徒であつただろうか。彼の考えはこのように整理できるだろう。様々な思想があるなか、思想問題は思想をもって対処しなければならない。思想の根本には宗教上の信念があるのだから、思想問題は宗教を持って対処できる。その宗教にも色々なものがあり、「最も権威ある宗教」が要求される。また、国民は「国家観念」を持たなければならない。このようにして、彼は「最も権威ある宗教」として「国体」や「天皇の御慈愛」と言っていたし、「国家観念」も強調していた。彼の意識において、これらは矛盾なく、調和していたであらう。

2) 儒教と家族主義

ここでは、東京第一高等学校教授今井彦三郎の「周公孔子之道」(大正11年11月)を取り上げたい。彼は西洋の個人主義の問題を家族主義との対比で論じている。

今井は、「他民族に対して独特の異彩を放つもの」として家族制度を有することに注目する。家族制度は、太古以来、自然的で人類普遍的なものであるが、彼によると、部落生活から都邑生活にまた国民生活に入るに際し、「他の民族は移流混同を来し、若しくは革命屢起り、人々自己一個の計を為すに急にして一家親族の親和を求むる能はず為に有すべき家族制度を失い」、家族とはただ形式だけになったというのである。いっぽう、彼によると、「吾人の生を遂ぐるに合法的にして最良の制度」である家族制度が即ち「周公孔子之道」である。だが、現在この「最良の制度」が危機に面している。彼は次のように言う。

「然るに一旦欧米との交通を開きしより吾人この制度を失わんとす。吾人は茲に静思熟慮を要すべきに際会したり。思うに家族制度に圧迫を加えしこと二あり。其の一は欧米の個人思想より成れる物質的文明を吸収せるに在り、其の二は欧州大戦より来しし経済界の紊亂に在り。其の一は東西文明の特質各其の長所あり、固有の文明を損せざる限りを以て其の長所を吸収するは不可なしと雖、徒に個人思想に囚われて家族制度を軽んじるは思わざるの甚だしきもの、最近欧州事変より起れる其の者に至りては甚だ無意味のことなるを思う。」

問題となっているのは、「欧米の個人思想より成れる物質的文明」である。彼にとって、東西文明の調和を図ろうとしても、個人思想の普及により家族制度が軽んじられていくのは、放置できないことである。

いっぽう、彼は家族制度に対する批判論に対して、次のような意見を述べている。

「彼等の言に曰く「家族制度を有し其れを基礎としたる道徳を有せる支那は如何、彼の如く萎靡振るはざる衰状を来すにあらざや、故に旧制度を撤し旧道徳を廢すべし」と。然らば吾人茲に「家族制度を有せざる欧米は如何、物質的文明を以て誇りとなしたる彼等は盛運なりや、朝に一帝国亡び、夕に一強国壞れつつあるにあらざや」と反問せば、彼等は何の言を以て答えんとするか。支那の振るわざる原因は別にあり、家族制度を基としたる儒教の罪にあらざ。古来支那には二流の思想ありて、努力方面の思想と非努力方面の思想とに分る。努力方面の思想は周公・孔子を以て代表し、反面の思想は黄帝・老子を以て代表す。・・・支那をして今日の状に陥らしめたるは其反面の非努力主義の思想なり。」

つまり、支那の現状から旧制度や旧道徳の撤廢を主張する欧米人の批判に対しては、古来の支那の二つの思想、即ち努力主義の周公・孔子思想と、非努力主義の黄帝・老子思想をあげて、支那の現状問題はこの非努力主義の思想によるものだと説明し、家族主義を基本にする儒教の罪ではないというのである。また、欧米人に対する反問で彼は、欧米帝国の滅亡振りを物質文明と関連付けて皮肉皮肉っている。家族制度をベースにした儒教を、東洋の眞の帝国日本を代表する思想として重視すべきであるというのが彼の信念であろう。

3) 精神主義の改造論：心の完全なる変化 (A Complete Change of Heart)

読書ノートに掲載した麻生磯次「備忘録」(大正 11 年 7 月)は、思想の混乱が深まるなかで、西洋における新たな考え方を報告している。彼が紹介するのは、カアペンター『Towards Industrial Freedom』(民本主義の産業 / [エドワード・カーペンター著], [宮島新三郎訳述], 大日本文明協會, 1919 : 原著は 1916 年) である。

麻生によると、「同盟罷工とか賃銀値上とか労働時間短縮の問題、労資協調の問題、労働保険の問題」などが喧しく議論されているなかで、労働者は労働者で、資本家は資本で各々その権利を主張し、果してはこのままではいけないということで、社会の改造とか様々な改造論が流行している。こういう混乱振りは芸術においても同様である。すなわち「有産階級の文学だの無産階級の文学だの、さては芸術は階級意識を超越すべきものだなどと叫ばれる。思潮の変遷から考へても擬古主義に次いで浪漫主義が起り、物質文明と提携しては自然主義の全盛となり、近頃は新浪漫主義だの新神秘主義だの象徴主義だのと云ふ風な色々なイズムが提唱されている。」というのがそれである。「孰れの方面から考へても、少しく世相に注意を払ひ自分を反省して見る者ならば、現代は不安である、何にかしら落ち着きがないと云ふ感じを懐くに相違ない。その結果は自分達の生活を本当に導き励まして呉れる所の「生活の指導原理」と云ったやうな物を見めようとするに違ひない。」というのである。そこで、彼は、多くの社会改造家の間に、極めて少数ではあるが精神主義に立脚した改造論者のある事に感銘する。

「カアペンターの説にすると如何なる修正も変化も心の完全なる変化 (A Complete Change of Heart) 即ち現代生活の指導的原理の変化が無い以上は実際に適切な且つ満足な効果は望まれない、現代の産業組織に逡巡しているやうでは吾々の理想は実現されない、根本的な変化が必要である、而してその実現は決して遠い未来の問題でなく且つ立派に実行し得べき性質のものであると云ふ

のである。

・・・彼はまづ問題をその出発点に帰して差し当たり実現すべきものとして次の二個条を挙げた。

第一、生活それ自身が造り出されるものでなければならない。即ち真に生甲斐のある正しき又美しきものとせられなければならない。

第二、仕事其の物が快樂となるやうに変化されねばならない。」

つまり、「心の完全なる変化」を改造の出発点としているのである。この主張は、当時の朝鮮においては、かなりの説得力のある論調であったろう。この例として芸術家のことを上げている。

「絵や文章や音楽に携わるもののみが芸術家ではない。最も偉大なる芸術は生活の芸術である。どんな仕事に従事しようとする仕事に没頭し所謂利得と云ふものに没交渉であるならば立派な芸術家である。凡ての人が芸術家であり其の仕事に愉快を覚める、而してそれは真の自己表現であり自己解放であると感ずる、かくして本当の喜びは世の中に生まれてくる。」

「其の仕事に没頭」、「利得に没交渉」を芸術家的生き方とする。これこそが「真の自己表現」、「自己解放」であり、こうして「本当の喜び」が生まれるというのである。そして、生活に美も快樂も無い現代一般人に対して、「創造的に生活せよ、換言すれば生活を芸術的なものであらしめよ、其処に初めて真個の快樂と満足がある、それ以外に生活の苦役を根本的に救ふ道は無い、と云ふのが此の一篇の要旨であるやうだ。」と、麻生は結んでいる。

4 「皇化」行事

日韓併合の現実とその歴史的意義を多くの朝鮮の人々に理解させるために、まず総督府が力を入れるのは教育である。若い青少年の「皇化」である。「内鮮共学」を標榜した教育令改正がそれである。そして、様々な制度的装置を利用して各界で活動する有望な朝鮮の人々の懐柔に努める。大日本帝国と大韓帝国との併合は、大韓帝国の皇帝の統治権と主権の譲渡意思と、その譲渡を受け入れた明治天皇の意思によって平和的に遂行されたということと、このような経緯を踏まえて行われる日本の朝鮮統治は、なによりも民生の安定にあり、そのための経済政策・開発政策を実施するのであるという併合の思想的仕組みが作られていく。したがって朝鮮の独立云々は民生の安定に反するものであるだけでなく、併合の精神にも反するとされる。

まず、朝鮮人の「皇化」の中心となる行事をみてみよう。

(1) 天皇や皇后からの下賜金による事業

下賜金は、併合のお祝い金が最初で、それが元金となり、後に様々な機会に送られる下賜金をもって基金にして運用する。この下賜金による事業の概ねは、社会教化事業号の関係記事を通じて窺い知ることが出来る。朝鮮総督府事務官渡邊豊日子の「臨時恩賜金事業の概要」(大正10年6月)によると、

「日韓併合の事成りて皇化を朝鮮に及ぶや 聖恩優渥深く新附の蒼黎を軫念し給ひ、詔書を煥發

して特に王公家及功臣を優遇せられしに止まらず、国務に鞅掌せる官吏、恭謙能く庶民の師表たるべき班族儒生の耆老、郷党の模範となるべき孝子、節婦、事情憫諒すべき鰥寡、孤独、其の他士民に対し洽く恩賜褒章の恵典に浴せしめ、以って永く治平の慶に頼らしめむことを期せらる。」

と、併合に際してこの恩資金の対象者を説明している。併合の際、天皇から下賜された国債三千万円が元になっている。実施内容を簡単に紹介すると、次のようである。

○朝鮮王族・貴族・功労者(3638名)への恩金 824万6800円

○班族儒生の耆老尚齒(12115名)の恩典 30万円

○孝子節婦(3209名)の表彰・鰥寡孤独(70902名)の救恤賜金 23万5900円

○全土329府郡の基金(朝鮮士民の授産・教育・備荒)1739万8000円

○済生院資金→朝鮮医院・済生院の特別会計(済生院=孤児・盲啞者の教養、総督府医院=精神病者の救療、慈恵医院=一般貧民の救療) 335万5800円(孤児・盲啞者教育・精神病者の救療 50万円+一般貧民の救療 285万5800円)

○経学院基金 25万円

○行路者救療基金 21万3500円

「斯く優渥なる 天恩に浴したる者上下挙つて感泣せざるは莫し・・・当時朝鮮の民衆は偶々勤勉の心ある者も求むるに職業なく学ぶに庠序なく凶歳には飢餓に瀕するも救助を得るの途なく又地方の行政費は限ありて撫民の用に充つへき資源に乏し此の艱難の際に方り未曾有の恵沢に遭ひ万衆の驚喜措く能はさりしは固よる其の所なり」

この下賜金は、社会教化事業の拡大の為に、支援金として毎年選定される多数の社会団体に伝達される。また、水害などの自然災害の際には、天皇の使者として侍従などが朝鮮に派遣され災害現場を訪問して、お見舞い金を伝達したりする。朝鮮の人々に対する天皇の「一視同仁」の実践といえる。ちなみに、このような聖旨を記念する碑を立てる金奎兌という朝鮮人も出てくる。平安南道价川郡价川面の人、73歳、郡内儒林中屈指の漢学者、嘗って文廟の直員。その紹介記事を載せておきたい。

「氏は 先帝陛下の御徳を称へ、且つは郷党勧学の資となさんと目的で、地方の儒生を促して一碑を建立した。その由来を聞くに、明治43年日韓併合の際、氏は先帝陛下より御下賜金にあづかったのである。深く鴻恩に感泣したる氏は、何か之を有意義に使用し、聖旨に酬い奉らうと考えておった。大正3年儒生を以って組織せる甲寅唵 費にとて夫の御下賜金を提供したのである。尚儒林から若干の義捐金を得て之を増殖し、その利子をば、毎年春期一飲月15日一价川、徳川、順川、安州、平原、寧辺、博川等各郡の儒生3・4百名を集合して白日場を施行する費用の一端に充当し来ったのであるが、昨年5月前記各郡の儒生427人から若干づつの寄付を求めて之を加え、茲に聖旨を記念し併せて亦郷党勧学の誌ちなすべく建碑の挙を実現したのである。」(大正11年2月)

また、皇太子(後の昭和天皇)結婚に際しては、朝鮮文廟従祀十八先賢の祭料を下賜する。いっぽう、朝鮮からは「皇太子殿下御成婚奉祝献上品」十五品目を送っている。(大正13年3月)

2) 祝日の励行

上記の下賜金による孝子節婦の表彰や社会教化団体への交付は、すべて紀元節をもって行われる。このほかに、たとえば、地方官制改正による奏任官待遇の面長任命、教育功績者の選奨、地方公共団体功績者表彰、恩赦令なども紀元節に行われる。記念植樹は、明治44年4月3日の神武天皇祭日を期して最初挙行し、その後、朝鮮との縁の深い神武天皇祭日の恒例行事となる。

3) 新嘗祭供御献上米

新嘗祭は、天皇によって行われる一種の感謝祭であるが、朝鮮からの新嘗祭供御新穀の献上は大正3年に始まり、恒例行事となっていく。年明け頃に、新嘗祭献穀田や新嘗祭献穀耕作地、耕作者を指定し、その後の進捗状況をも詳しく報道したりする。日本人一名と朝鮮人一名が選ばれるのが普通のようなのである。選ばれた農民は、朝鮮人であっても名誉とされ、天皇の臣民であることの自覚を促す宣伝効果はあったと思われる。

4) 官幣大社朝鮮神宮の行事・儀礼

朝鮮神宮を中心とした年中行事と、さまざまな儀礼や典禮がある。朝鮮神宮鎮座祭は、始政十五周年の大正14年10月に行われた。朝鮮神宮においては、紀元節奉祝、建国祭、大東亜戦争完遂祈願祭(昭和17年12月)などの行事が行われ、恒例に献詠歌募集や、朝鮮神宮参拝者数の発表がある。朝鮮神宮に祭られる神は、天照大神と明治天皇であるが、日本建国の神とされる天照大神は、『日本書紀』の神話世界においては、韓国に降りて日本に帰ってきたとされる素戔鳴尊とは兄弟関係にあり、明治天皇は韓国皇帝から統治権の譲渡を引き受けて日韓併合を完成して神になっていたのである。朝鮮への来賓はみな先ず朝鮮神宮参りから訪問行事が始まる。日本に常住する李王家の王世子が帰鮮すると、朝鮮神宮参拝の儀礼を行う。一般朝鮮の人々の模範の見せかけであろう。宮城遥拝、皇国臣民の誓詞の暗誦の強要などを通じて、朝鮮人の皇民化政策は露骨に推進されていく。開港後、日本人居留地に設立されていた神社が段々朝鮮各地に設立されていき、朝鮮神宮はその中心機関として神道行事を仕切っていく。ちなみに、また昭和9年9月には南山に乃木神社が竣工する。昭和11年に朝鮮神社制度の改正と同時に、京城神社と釜山龍頭神社が官幣小社に昇格し、昭和12年5月に大邱神社・平壤神社が官幣小社に昇格している。そして昭和16年4月には「扶餘神宮御宮造営奉仕要綱」が決定される。関連記事には、大正14年10月号の「朝鮮神宮状況」、昭和11年3月号の朝鮮神宮宮司阿知和安彦「神社と信仰」、昭和12年10月「祭礼」特集号の朝鮮神宮権宮司吉田貞治「朝鮮神宮の年中祭祀」と総督府内務局地方課小山文雄「朝鮮に於ける神社の祭と付帯行事」などがある。

5 日韓併合の歴史的理解

つぎに、日韓併合の現実とその歴史的意義を多くの朝鮮の人々に理解させるために、様々な学問研究が進められ、発表されていく。そのような研究が学校教育と社会教育の材料として利用さ

れるのは言うまでもない。朝鮮文化研究、なかんずく歴史研究がその主役を演じたことは、周知のことであるが、『朝鮮』の記事から改めて整理すると、次のことがいえる。

1) 渡来人や日鮮の文化交流に関する研究報告

高麗郷と高麗神社のように日本にある朝鮮関係遺跡は、歴史的な関係のみならず、当時の内鮮融和の絶好の材料であった。大正9年11月号には「高麗村の風景」写真5枚と参事官荻原の「高麗村を訪ふ——千年前の朝鮮移民部落——」、同年12月号には『高麗王若光事蹟』『武蔵国高麗氏系図』『高麗山聖天院寺記』を紹介したH生の「高麗村に関する事共」、大正10年8月号には高麗神社の高麗興丸による「高麗王若光の事蹟」という記事があり、朝鮮人教員や官吏などの内地視察の訪問スポットの一つである。豊臣の朝鮮侵略や通信使に交わるさまざまな報告も内鮮融和の好材料である。

ここでは、記事の多い研究者二人について見てみたい。それは、総督府嘱託田甲と朝鮮史編修会の修史官稲葉岩吉である。

総督府嘱託田甲の「儒教より観たる内鮮関係二三例」(大正11年5月)には、「曰く内鮮同化、曰く内鮮融和、之を事新しく思ふ人もあるが、実は古くから行はるべきのが、障碍も出来、紛争も起り、実現が後れたまでである。之が立証を求むれば数限りもないが先づ儒教の方面より見ても明らかである。…所謂内鮮同化、内鮮融和上、決して儒教を閑却してはならぬのである。」と、内鮮融和における儒教の重要性をも主張し、また内鮮融和とは古からのことであるというのが常識として示されている。土地調査事業の測量技師としてほぼ朝鮮全土を踏査した松田甲であるが、漢学の素養もあり、主に漢籍資料である内鮮儒学関係の記事を多く発表している。一部を挙げてみると次のようである。

「内鮮儒学関係藤原惺窩と姜睡隠」(大正14年3月号)

「朝鮮人を祖先とせる熊本の学者高本紫溟」(大正15年2月)

「朝鮮より出でたる佐賀の儒者洪浩然」(大正15年9月)

「李退溪の学説を研修せる薩摩の大儒赤碕海門」(大正15年10月)

「紀州徳川家の大儒李梅溪」(昭和2年6月)

「李退溪の編纂自省録と朱子書節要」(昭和3年12月)

「李退溪の遺跡陶山書院の追憶」(昭和4年9月)

「陶山書院に蔵せる村士玉水の李退溪書抄」(昭和4年11月)

「日本朱子学者の李退溪観」(昭和4年12月)

松田は、儒学においては何よりも、李退溪の存在を重視する。それは、まず李退溪が朝鮮を代表する朱子学者であるからであるが、むしろ日本朱子学に莫大な影響を与えているからである。日本朱子学の開祖とされる藤原惺窩と姜睡隠との関係は、松田によって世に広く知られるようになったのである。姜睡隠は、李退溪の孫弟子にあたる。このような人的関係だけでなく、江戸時代には李退溪の多くの著書が出版され、日本の朱子学者はそれらの著書を通じて朱子学を学んだといっても過言ではないだろう。教育勅語の生みの親といわれる元田永孚に尊敬されていたということで、更に注目されたのである。

このほか、通信使によって促進された日鮮文化交流の足跡や民間人の漂流記録、そして朝鮮儒学研究と朝鮮の文化に関する記事も多く掲載されている。これらの記事の多くは、朝鮮総督府によって『日鮮史話 1-6』、『続日鮮史話 1-3』として出版されている。内鮮の歴史的関係は、教育の参考資料となるだけでなく、官吏の教養に大切なことであったからであろう。

参考として、他の記事題目を記しておく。

「徳川時代の朝鮮通信使」(大正 14 年 6 月)、「日本教化に大功ある朝鮮出身者本妙寺日遥上人」(大正 14 年 11 月)、「人見鶴山と洪滄浪」(大正 15 年 1 月)、「韓使を誡めたる板坂晩節斎」(昭和 2 年 4 月)、「朝鮮に関する山陰道の懐古」(昭和 2 年 11 月)、「会津松平家と朝鮮」(昭和 3 年 10 月)、「水足博泉と申維翰」(昭和 4 年 4 月)、「朝鮮に名を博せる木下順庵」(昭和 4 年 5 月)、「江戸城に於ける朝鮮人の曲馬」(昭和 5 年 1 月)

「博多と朝鮮人の事蹟」(大正 14 年 8 月)、「日本教化に大功ある朝鮮出身者本妙寺日遥上人」(大正 14 年 11 月)、「山口の洞春寺と櫻圃文庫」(大正 14 年 5 月)、「日光東照宮の扁額と鐘」(大正 15 年 6 月)、「柄の福禅寺と朝鮮信使」(昭和 2 年 1 月)、「李朝英祖時代戊辰信し一行」(昭和 3 年 1 月)、「毛利氏の朝鮮聘使接待(乾)(坤一)(終)」(昭和 3 年 4 月・5 月・6 月)、「享保乙卯日本人の朝鮮漂流記」(昭和 4 年 6 月)、「駿河の清見寺と朝鮮信使」(昭和 4 年 8 月)、「朝鮮に縁ある三川内窯の壽茶碗と三番叟人形」(昭和 7 年 1 月)

「天然炭酸水に名を得たる椒井里」(大正 12 年 4 月)、「櫻と櫻桃に就て」(大正 14 年 4 月)、「朝鮮人の白衣に就て」(大正 14 年 7 月)、「白頭山に登りし追憶」(大正 15 年 7 月)、「釜山鎮の永嘉台」(大正 15 年 8 月)、「朝鮮の煙草の起源に就て」(大正 15 年 11 月)、「二百年前の朝鮮物語」(昭和 2 年 12 月)、「李朝時代の烽燧」(昭和 3 年 3 月)、「朝鮮の甘藷に就て」(昭和 3 年 9 月)、「朝鮮第一の高山咸山の冠帽峯」(昭和 5 年 9 月)

「朝鮮鴻儒宋時烈の遺蹟「華陽洞」」(大正 12 年 7 月)、「英祖時代の徳行家百弗庵崔興遠」(大正 12 年 8 月)、「『百』を名又は字或は号とせる李朝の人物」(大正 12 年 8 月)、「洪耳溪の事蹟(上)(中)(下)」(大正 13 年 11 月・12 月・同 14 年 1 月)、「懐徳の同春堂と飛来庵」(大正 15 年 3 月)、「李退溪の遺蹟陶山書院の追憶」(昭和 4 年 9 月)、「李退溪の学流を顧みて(上)(下)」(昭和 5 年 2 月・3 月)、「朝鮮の部曲に就て」(昭和 5 年 7 月)、「李栗谷と海州の石潭」(昭和 5 年 11 月)、「地方自治制の萌芽李朝時代の郷約」(昭和 6 年 1 月)、「朝鮮儒教の大観」(昭和 6 年 5 月)など。

もう一つつけ加えなければならないことがある。松田甲は皆夢、または学鷗という雅号をもって長い間『朝鮮』『詞壇』欄を主催していたことも特記すべきであろう。朝鮮の文士との漢詩を通じての交流会といえる「以文会」という漢詩会があって、優雅な文士として生活を送っていたのである。政務総監の水野錬太郎もこの主要メンバーであった。

陸軍大学校教官から中枢院囑託となって朝鮮研究に本格的に取り組むようになり朝鮮史編修会修史官として活躍する稲葉岩吉¹の「文禄壬辰の事ども」(昭和 4 年 6 月)と「朝鮮役の結果に顧

¹ 「支那の裁兵問題及法権問題—太平洋会議について—」(大正 10 年 12 月)には、「今回囹ららずも中枢院の囑託を受けまして当地に参り、朝鮮の事情、殊に私の専門としております歴史の研究に従事いたしました、皆さんの御好意に依りまして、多大の便宜を得ましたことは深く感謝する次

みて」(同年9月)なごがある。稲葉は日鮮同祖論的な歴史解釈には組せず、むしろ鮮満一体論的歴史観の持ち主として、特に古代のみならず近世史、当代史に関する研究も多数発表しており、当時満鮮史の代表的研究者として名高かった。

ここでは、彼の朝鮮文化研究の一例として、「圭斎遺藁を手にして一実学派の表彰如何」(昭和4年3月)を紹介しておきたい。この記事は彼の学問の性格をうかがわせる好例と思われる。圭斎は朝鮮後期の学者官僚である南秉哲の号であるが、注目したいのは、副題で見られる「実学派」という表現である。稲葉のいう「実学派」とは、如何なる意味を持つものであり、その表彰を主張するのはなぜなのか。

まず、稲葉は南秉哲の学問について次のように言う。

「空疎なる性理談や、浅薄極まる詩賦文章を除いて、何ものをも有たなかった当時の学者より見ては、全く別天地を開拓してをると言はねばならぬ。勿論それは、清朝の特有であるところの漢学の標識即ち実事求是の影響であるが、南氏は特に優れてゐる。」

稲葉は南秉哲の学問を、朝鮮の従来 of 性理学、詞章学とは異なる学問とした上、影響は受けたものの清朝の実事求是の漢学より優れたものとして評価している。そして稲葉は、副題のように「実学派の表彰如何」を提案するのである。

「ひとり圭斎のみと言はず、高麗に於ては棉種を支那より輸入したと伝へられてゐる文益漸の如き、諺文を創製するに與つて力あつた申叔舟の如き、大同法といふ租税大系を更正した趙翼の如き、錢法を施行した金堉

於てすら、実学経済即ち民生に努力して、相当に成績を挙げ得た人物は、相当指摘されるであらうと思ふ。さういふ人々を表彰して、適当に現代の民衆特に青年達に知らしめることは、目下の急務ではあるまいか。」

この引用文で見られるように、稲葉のいう「実学派」とは、南秉哲のような自然科学者だけでなく、農業・文化・経済などの方面で「民生に努力して相当に成績を挙げ得た人物」をも含む。彼の「実学派表彰」の主張は、「十八先賢の多くは、実学者流では無い、詩賦を談じ、礼論を詳にすることが特長であり、庶民生活に影響を与へたる実学派とは違ふ」というように、前年皇太子御成婚の際にあった朝鮮の宗廟に従祀されている「十八先賢」の儒者の表彰に対するものであり、彼のいう「実学派」の意味がより鮮明になってくる。

第であります。京城には彼れ是れ四回往来いたしました。第一回、明治39年、其の頃以来朝鮮の歴史に關しまして、種種研究を致しましたが、今回程多大の便宜を得たことは無いのであります。…他方平讓、咸興等その他におきまして、総督府關係の方々から種種なる便宜を与えられまして、僅かの日数の間に幾らかの私の希望を満たすことが出来ました。」と、「朝鮮吏文の由来—麗末より鮮初に及びて—」(昭和6年8月)に「…明治44年の夏かと思ふ。白鳥博士が、当地において金奎弘氏の旧蔵を、多数東京に将来された際、六十余冊といふ「同文彙考」を発見し、始めて「考略」の原本なることを確知し得たのであった。…」と述べられているように、稲葉の朝鮮研究はもちろん学問的作業においては、当時東洋史の権威白鳥庫吉の支援と影響が大きかった。

以上の稲葉の主張で、まず注目すべきなのは、「実学派表彰」が民衆、特に青年の教化における急務であるということであり、もう一つは、儒者と対立する意味での「実学派」が想定されている点である。朝鮮において「実学派」を想定したのは、稲葉のこの論文が最初ではないかと思われる。

参考として、その他の記事題目を記しておきたい。

- 「支那の裁兵問題及法権問題—太平洋会議について—」(大正 10 年 12 月)
- 「支那近代政治の起原」(大正 12 年 2 月)
- 「古代朝鮮と支那との交通」(大正 12 年 10 月)
- 「日鮮文化の歴史的差別に就て」(大正 14 年 4 月)
- 「支那史に見ゆる制度の二重体系」(大正 15 年 5 月・6 月)
- 「支那文化より見たる楽浪遺品」(昭和元年 12 月)
- 「満州民族を顧みて」(昭和 2 年 1 月)
- 「朝鮮の領土問題民族問題及鮮満文化関係に就て(上)(下)」(昭和 2 年 9 月・10 月)
- 「龍龕手鑑初版の年代に就て」(昭和 4 年 1 月)
- 「春畝公と李鴻章と(上)(中)」(昭和 5 年 2 月・3 月)
- 「満州新政権に対する待望」(昭和 7 年 3 月)
- 「満州国号の由来」(昭和 9 年 4 月)
- 「朝鮮史上の内藤湖南博士」(昭和 9 年 8 月)
- 「朝鮮の歴史的対満感情及び知識」(昭和 12 年 1 月)
- 「朝鮮民族と族譜」(大正 15 年 1 月)
- 「朝鮮党争史に対する一考察」(大正 15 年 10 月)
- 「圭齋遺藁を手にして」(昭和 4 年 3 月)
- 「朝鮮家族法管見」(昭和 4 年 5 月)
- 「三国史記の批判」(昭和 6 年 5 月)
- 「法華靈験伝解題」(昭和 7 年 1 月)
- 「朝鮮開国二三の考察」(昭和 9 年 3 月)
- 「朝鮮社会の諸問題」(昭和 12 年 9 月)

2) 考古学的遺跡・遺物に関する調査報告

朝鮮古跡調査は、旧韓国政府の時代に始まり、以後も継続され、膨大な報告書を出している。古代における日韓関係究明の意図の下で始まった古跡調査は、概ね新羅・任那地域と平壤地域がその中心となったが、さらに地域を拡大して中国東北地域にまで調査が進み、古代の中国文化の朝鮮へ、そして日本への伝播ルートとともに、夫々の地域の特徴が明らかにされていく。楽浪文化研究は、当時世界的に注目された代表的ものである。総督府の朝鮮支配が安定していくと、これらの古跡調査研究の結果は、古代朝鮮文化の先進性を証明するものとして、朝鮮人教育だけでなく、日本人教育においても大いに取り上げられ、内鮮融和の一材料として利用される。その報告書は高級な作りになっていたのも宣伝効果を狙ったからであろう。『朝鮮』に関連記事としては次のようなものがある。

関野貞 「朝鮮最古の木造建築 (一)(承前・完)」(大正 12 年 10 月 27 日朝鮮史学会における講演:
大正 12 年 11 月・12 月号)

「高句麗の平壤城及長安城に就て」(大正 14 年 1 月号)

梅原末治「考古学上より観たる上代日鮮関係」(大正 12 年 5 月講演要旨:大正 12 年 7 月号)

「朝鮮に於ける最近の考古学上の発見」(大正 13 年 10 月号)

「楽浪の調査と露西亜の蒙古西伯利亞に於ける発掘について」(昭和 6 年 10 月号)

藤田亮策「楽浪の古墳と遺物(上)(下)」(大正 14 年 5 月・6 月号)

「欧米の博物館と朝鮮(上)(下)」(昭和 4 年 1 月・7 月)

「昭和四年古蹟調査の概要」(昭和 5 年 2 月号)

「朝鮮に於ける古蹟の調査及び保存の沿革」(昭和 6 年 12 月)

「考古学上より見たる日鮮満文化関係」(昭和 12 年 1 月)

「満州に於ける高句麗遺蹟」(昭和 13 年 1 月)

「考古学上より見たる鮮満関係」(昭和 16 年 6 月)

周知のように、関野は古跡調査に最初から係っていた人物で、藤田は朝鮮史編修委員会の編修官として朝鮮研究にかかわって以来、京城帝国大学開校とともに助教授となり、朝鮮研究の中心で活動する。とくに、大正 5 年 7 月府令第 5 2 号「古跡及び遺物保存規則」による保存事業や、満鮮関係にも言及するなど、時代の流れに沿った論調もある。関野の死後には、彙報に「故関野貞博士七七忌」(昭和 10 年 10 月)が載っている。

5 制度の歴史的沿革:文明化

日本によって開国した朝鮮は、制度の改革の際には日本の助言を得たのが多い。保護国となり、ついに併合されたので、さまざまな制度改革の歴史的沿革には、日本との関係が必ず出てくる。このような記事は、総督府によって推進された制度改革の資料として用意されていたものもある。しかし、『朝鮮』に掲載された制度沿革の記事は、読者に如何なる知識として受け止められたのだろうか。それは、ほかならぬ文明化の流れの一つと理解されたに違いない。ここでは、地方制度と救済制度、そして金融制度のケースを見ていく。

まず、総督府事務官李範益の「朝鮮における地方制度の今昔」(大正 10 年 10 月)を見てみたい。このほかに、「忠南の心田開発運動」(昭和 11 年 5 月)という記事があるが、そのとき彼は、忠清南道知事であった。

「我が朝鮮に於ける国家統治の方法は、古来孔子の言はれたる「民可使由之不可使知之」の主義に基づき、中央と地方とを問わず、各般の行政事務は専ら官庁の単独意思に依り処理執行し、被治者たる人民は此れに参与する能はず、従って地方制度なるものも亦国家行政の区域及び此れを管轄する官庁の組織職務等を規定したるに過ぎず。地方の公共的福利と、団体的発達とを計るの制度に関しては何等法定したるものあることなく、唯人類の進化に依る自然の要求として、各地方には或は尊位・洞里長或は執綱・風憲等の如き機関ありて、地方の慣習住民の協定に依り、国

家行政事務の執行を補助すると共に、自治的公共事務を処理したる事例散在するのでなり。然るに地方に於ては各種の税目を設けて地方税の如きものを徴収したることなきにあらざるも、多くは官公吏の私腹を肥やすに過ぎず、何等地方公共事業を經營することなく、従って助長的行政なるもの殆ど之れ無しと謂ふも過言にあらざらぬ。李朝初年に於て五家を以って一統、数統を以って一里、数里を以って坊・社・面とし、国家行政区域たると同時に隣保相扶け相治むる一種の自助的団体として、統に統首、里に里長、坊・社・面に管領等を置き、政令の伝達、租税の徴収、戸籍の整理等國家行政事務を補助すると共に、各自の団体を代表して公共事務に当たりて、或は訴訟を裁断し、或は風教の保持に任ず。其の後種種の変遷あり。近世に至りては地方に依り其の機関の名称、選任方法及び事務等一様ならず、或は尊位・風憲・所任と稱し、或は面長（坊社長）・洞里長と云ひ、又郷約の如き特種の団体を組織して、執綱・約長・有司と稱する機関を設け、夫々の事務を処理し、時代に依り盛衰ありと雖、多くは名実相伴はず。開國五百四年（明治28年）郷会条規・郷約弁務規程の發布によって、団体の組織系統・理事及び議事機関並び其の選任方法、処理事務等地方公共団体として秩序整然たるものとなりしも、当時の中央政府は変転常無く、諸般の政令所謂朝令暮改の状態に在り、又實際の民度に適合せざる嫌いありて遂に実行するに至らず。面及び洞里に面長・執綱・風憲・洞里長の如き機関残存せるも何等權威なく、職制なく萎靡振るはず、面長は国税徴収法・民籍法・土地建物証明規則等に依り、纔に地方官憲を補助して地方行政殊に徴税（明治38年より国税徴収事務を掌理せむが為に公錢領収員を附置す）民籍及び土地建物の証明事務に関与するのみにて、地方助長行政としては一も觀るべきものなく、隆熙3年（明治42年）初めて地方費法なるもの創定せられ、従来地方に於ける不当徴収の弊を矯正すると同時に、此等の徴収金の慣行を善用して、其の中適當なるものを地方費賦課金に襲踏し、此れを以って教育・土木・衛生・勸業等、地方的公共事業は成るべく其の地方自治的制度の端緒を開き、此れと共に爾來地方における所謂無名雜税漸く其の跡を絶ち、地方公共事業も合法的の処理を見るに至れり。然れども一面より此れを見るときは、地方民はその費用を負担するのみにて、其の事業の取捨經營の方法等に関し何等此れに参与容喙するを得ざるのみならず、地方費なるものは果して公共団体なるや否に関し頗る疑わしき点多かりき。其の後明治43年日韓併合と為り、新たに發布せられたる地方官官制に始めて面並び面長に関する規定を設け、府郡の下に面長を置き、面長は判任官待遇を与え府尹又は郡守の指揮監督を承け、面内における行政事務を補助執行する地方最下位の行政機関と為り、同年11月面に関する規程を發布し、面の名称・区域及び面長の任免及び手当て並び事務執行に関する費用の支弁方法を規定し、又従来面事務は面長の住宅において処理するが為、往々公私混淆の弊あるを免れざるを以って、可成事務室を特設することとし、其の後大正2年3月面經費負担方法を定め、面經費は財産より生ずる収入・面交付金其の他面に属する収入を以って此れに充て、尚不足のときは面賦課金を賦課徴収することとし、尚賦課金の外夫役現品を賦課するを得せしむると共に、面財取扱心得の面務處理規程、面事務指導監督規程準則を設けて処務の準繩を明らかにし、翌3年2月面經費支出標準を示し、面吏員の給料及び定員標準を定め、又従來の慣例上、面は洞里長を介して面民に臨みたるが為、面吏員は面内の事情に通曉せず、従って面行政の進捗を阻害し、之に伴い種種の情弊あるを免れざりき。故に面吏員をして直接地方民に接触せしめ、以って最下位行政機関たる機能を發揮し、洞里長は単に補助者たらしめ洞里長給を整理して負担の軽減を計ると共に、事務の増加に伴ひ職員を増置並び公共施設の費に資せしめたり。又面の区域如何は団体の資力と發達上に至大の關係を有するものにして、

併合当時に於ては面は其の広袤及び戸口甚だしき差異あり、其中甲面は行程数日を要する広袤あり、乙面は僅かに拳大に過ぎず、且つ或る面は内地の市に近き人口を有し、或る面は僅かに数十戸を算するに過ぎざるを以て、大抵一面の面積五方里戸数千二百戸を標準とし、土地調査の進行を俟ちて按排整理し、大正3年3月府郡廃合後之を實行し、従来4,256面を2,520面（其の後事情により面の区域を若干変更したるものあり。現在2,508面となれり）とし、之と同時に府制施行の結果、従来府区域内にありし面は、新たなる府区域たる一部を除く外は隣接郡に移属せしめたり。」

「当局においては絶へず其の根本制度に関し研究を重ねるとともに、或は面事務の整理、面経費の節約、面吏員の訓練に努め、或は面の廃合を行い・・・然り而して晩近地方は諸般の事物駸駸として進歩改善の氣運に向かひ、産業・土木・衛生等に関する公益的施設を要すること益々多からんとするも、法規上面は之れを処理する能はざるを以て、組合・契又は会等を設け、面民の共同協議的事業を經營するが如き姑息なる方法を探り、国家に於ても止むを得ず、各個の例規を以て市場・屠場及び模範井等を經營せしむ。之が為地方事務の統一を欠き、緩急其の宜しきを得ず。地方民の負担亦加重せらるる傾向あり・・・然れども朝鮮の民度は僅かに治産の途を得たるに過ぎずして・・・又地方民は未だ此れ等の制度の運用に慣れざる状況なれば、其の制度の大成は更に他日に譲り、時勢民度と旧慣古例を参酌し、或る程度迄事務經營の能力を認め、前述の各種事業を面に統一經營せしむると共に、之に要する費用は其の面民をして負担せしむるの趣旨を以て、大正6年6月6日始めて面制を公布し、面長をして面の事務を統括せしめ・・・面書記を公認し、洞里長を廃止し新に区長を置き、名誉職として区内における面事務を補佐し・・・相談役を置き、賦課金其の他財務取扱手続き等詳細明確に規定し、戸別割り・市街地税割り・地税割りの外、特別賦課金及び使用料・手数料を徴収し得るの権能を与へ、ここに始めて法制上地方団体の根柢確立し、地方自治史上新紀元を画したり。」

「齋藤総督は就任の初めに於て、世運の推移に鑑み、民智の向上を案じ、諸政の刷新を図らるるや、従来中央集権的制度を改めて地方分権主義を執り、先づ以て将来地方自治の制度を確立せむことを宣明し、着々之れが調査研究を積み、大正9年7月、地方費法を改め新に地方費令を制定し、府面制を改正せり。」

「今回改正制度の最も大眼目とも云ふべき点は諮問機関の設置にして・・・新制度に於ては道知事府尹・面長の必ず諮問せざるべからざる事項を法定し・・・尚協議会員は各その団体行政に関し意見を開陳するの権限を認めたるが如き、大いに地方自治的性質を有し・・・然れども未だ完全なる地方自治制度とは相距ること遠く、今後とも官民たるを問わず、一層の努力を要すべきは勿論なり。」

この記事は、最末端行政単位「面」制度ができるまでとできてからのことで、中央権力の地方掌握のプロセスそのものである。面制公布後、面に徴収権を認めたことを「地方自治史上新紀元を画した」と評価しているが、地方行政の諮問機関である協議会員の選挙実施も、「新紀元」と評価された。すなわち平安南道内務部長平井三男は、「改正地方制度の実施概況」（大正10年10月）で、「我が朝鮮文化史上の一大精華である」と評価し、「翻って旧韓国時代の当時を第一期とし、親政制度実施期迄を第二期とし、而して其の以後を第三期として比較し、之を考察するとき、蓋し世界に其の類例を見ない所の驚くべき朝鮮民衆の發達史は眼前に読まるるのであらう。」

とまで言ったのである。

地方自治制度の導入によって行われた選挙美談の事例としては、

- ① 地人有権者が多数であって、遂に内地のみを以って協議会員を独占する状態の中で、内地人側の協定に依り、内地人立候補数を制限して朝鮮人側の候補者の当選に便宜を与えた例
- ② 内地人当選者が自ら辞退し、次点者なる朝鮮人を入選せしめた例
- ③ 朝鮮人有権者にして内地人候補者に投票した例

などが紹介されている。しかし、この時に行われた選挙は、「朝鮮に在住せる内地人は、日清日露の戦役後、内地同様完全なる地方自治の自由を有したるに、大正3年度に至り、寺内総督は其の自治の制度を廃止し、官治制度に逆転せられ民団議員に代ふに官選府協議会員の制度を設け、単に諮問機関として吾人の生命財産は委したり。」（「改正地方制度実施に関する意見並び感想」京畿道仁川府協議会員後藤連平）という経緯もあって、在鮮内地人には特別な評価を得られなかったようである。また、参政権付与や憲法適用の主張もあり、その虚偽性を暴露した人もある。参考として、私立普成法律商業学校長高元勲の「所感」（大正10年10月）の一部を引用しておこう。

「・・・是等の改正せられし地方制度を通観するには、其の形式は自治制度を採用せるが如きも、之を日本内地の地方制度並びに朝鮮に於ける日本人側の学校組合制度に対比せば、其の内容の径庭頗る甚だしきものあり、其の議員の一部は之を民選によるものあるも、而も当局の任命に依りて決定せられ、何れも一部又は全部官選によることと為し、且之を議決機関たらしめずして、諮問機関たらしむ。畢竟するに官権を以て民意を左右し、必ず其の意志を遂行し得るの組織と為せり。故に外形より観るときは強いて之を自治制度と言えは言い得べきも、此は全く巧妙に潤色せられたるに止まり未だ官治行動の範囲を出でざるものなり。吾人は過渡期に於ける朝鮮現下の止むを得ざる現象として之を認むるに吝ならずと雖も、当局の地方制度改善に関する宣言の声の大なるに対し、聊か其の内容の貧弱なるを遺憾とするものなり。吾人は単に地方制度に限らず、朝鮮諸般の制度施設に関し、其の形式の美よりは内容の善に、宣伝の声の大ならんよりは実行の歩を進むむの急に、其の主力を傾注せられんことを希望せざるを得ず。又或は吾人の僻目かは知らざれども動もすれば日本人に対する関係上、朝鮮人に対する継子の義理立、若しくは継母の慈悲振りとして、一視同仁又は共存同栄の美名の下に、単に表面のみを糊塗して実質を脱却せるが如き嫌なきか。内地延長主義又は憲法施行区域の好題目を与へ、而も事実之に伴はずして、之を殖民地又は属領地（予は法律上殖民地説を採る論者なれども）視し、所謂羊頭を懸けて狗肉を売るに類する如き点なきか。吾人は是等の点に付き当局の反省を促して止まざるなり。・・・」

次に、総督府囑託李覚鍾の「朝鮮における救済制度の沿革」（大正10年11月・12月）を通じて救済制度に就いてみてみたい。李覚鍾はこの記事のほか、「朝鮮の小作制度」（大正11年9月）、「朝鮮民政資料契に関する調査」（大正12年7月）、「朝鮮の特殊部落」（大正12年12月）、「朝鮮の迷信と鶏龍山」（大正13年8月）、「早春随感三題」（昭和4年4月）、「ウリトングネの復興の為に」（昭和4年11月）などの記事を書いている。

朝鮮における窮民救済は遠く新羅の上代の王家「仁政の余沢」より始まった。その後も継承されていき、李朝になると、「儒学の精神に基づき王者民の産を制するに当たり、一民たりとも飢寒

溝壑に転ずるは王者の責任なりと為し、茲に国家は救済を以って重要な政務とし」た。しかし、「其の中葉昇平の代に於いては国家の余力は多く之れに費やされ、救済余りに遍洽して為に民をして惰弱の風を馴致するの結果となり、季世に至りては諸般の弊政と共に是亦形式に流れ幾多の弊害を経験した」のである。

ここで、李覚鍾は「この還穀賑貸の救済が余りに普遍的に且つ数百年の長きに継続したる為、其の結果は意外の影響を貽した」ことに注意を喚起し、次の三点を挙げる。

- 第一、民生救済の恵みに慣れ相率ひて懶弱に陥りたること。
- 第二、政府は多くの農産物と耕地とを領有し、地方の富を独占して為に民間産業の自由発展を防げたること。
- 第三、地方官吏の横暴を助け、私に利殖を図るの便を与へ、誅求の弊を伴はしめたること。

このようにして、還穀の制が生む弊害が絶えず繰返されて、遂に民をして蘇生し難き状況に陥ったのであり、「鮮民が今日の疲弊を致せる蓋し故なきにあらざるなり。」と説明する。

長く続いたこの還穀出納の弊は、「李太王 31 年諸政更新の時、従来国有の還穀を各面に下附し、面を共同団体と認め、之を基本として社倉を経営せしめ、社還条例を發布し」てこの問題を処理させたのである（開国 504 年明治 37 年 1895 年、度支部令第 3 号）。しかし、これも「また未整理のまま隆熙政変に及び、残存の米穀は其の後面里有の財産となり、社倉の制は茲に終を告げ、此れに代りて新に地方金融組合制度の発生を見たり。」すなわち、伝来の「社倉」から、日本から新に導入された「地方金融組合」へと変貌したのである。

最後に、金融制度の沿革を朝鮮総督府財務局長和田一郎の「産業金融に就て」（大正 11 年 10 月）を通して見てみたい。このほかの和田の記事には鉄道部長の時の「朝鮮私設鉄道令の制定」（大正 9 年 7 月）、「朝鮮鉄道の聯絡運輸」（同年 10 月）、「朝鮮に於ける専用鉄道」（同年 12 月）と、財務局長の「大正十二年度の予算に就て」（大正 12 年 2 月）、「第四十六議会における朝鮮問題」（同年 5 月）、「朝鮮の財政」（同年 6 月）、「進歩と追懐」（同年 8 月）があり、「金鰲新話地獄問答」（昭和 2 年 4 月）、「東廂記（上）（下）」（昭和 2 年 6 月・7 月）などの朝鮮文学に関するものもある。彼は、併合前後から行われていた土地調査事業の一責任者として関係し、『朝鮮土地調査事業報告書』の主要執筆者の一人でもある朝鮮通といえる。

「素より旧朝鮮に於ても市場客主業負祿商等可なり古い沿革を有し、商業取引は或程度の発達を遂げ、於音の如き手形の流通さへも見た程で、個人貸金業としては相当の勢力を有し、市場の繁栄と共に所謂市債業者の如き者も現はれ、又稷

金を吸収し之を事業家に融通すると云ふ所謂銀行組織の金融機関の出現は明治 11 年第一銀行の釜山支店設置を以って嚆矢とする。次で十八銀行と共に仁川及元山に出店して専ら在留内地人の為め為替貸付等の業務を開始し、日清戦役後各地の開放と共に・・・各内地銀行が競って其の支店出張所を設置したが、朝鮮人の間に銀行利用を促進したのは大韓天一銀行（今の朝鮮商業銀行明治 32 年創立）及漢城銀行（明治 36 年創立）前後からである。併し乍ら当時の朝鮮経済状態は甚だ幼稚であつて、幣制は紊乱し拾収すべからざるものがあつたが、明治 37 年の日韓協約に基づいて韓国

財政顧問を置き、明治 38 年第一銀行をして貨幣整理及国庫金取扱に当らしめ、明治 34 年以来発行した同銀行券を公認して韓国中央銀行たる機能を發揮せしむることとし、又漢城共同倉庫株式会社を起こし各地に手形組合を設けしめて商品金融並手形流通の途を講じたが、以上の施設は専ら商業金融を目的としたもので、債券発行などにより低利の資金を得て之を農工業などの比較的長期の需要に応ずるの方法は欠けて居った。依って翌 39 年農工銀行条例を發布し各道枢要の地に農工銀行十一を設置し、超えて 40 年更に地方小農民の金融を緩和する為 17 箇所地方金融組合を設けた。爾来交通機関の整備経済状態の発達に伴って韓一銀行を初め所在に普通銀行の設立を見、又農工銀行も資本合同の必要に迫られ経済圏に随って本店を廃合して六行とし、翌 41 年には東洋拓殖株式会社起こり、拓殖事業の外殖産資金の供給に当るなど産業金融機関の面目は稍稍革まるに至った。而して明治 42 年韓国銀行条例に基づき韓国銀行設立せられ、中央銀行業務を第一銀行より承継、超えて 43 年日韓併合により韓国銀行は之を朝鮮銀行と改称し経済状態の一新と共に漢城共同倉庫は之を大韓天一銀行の後身たる朝鮮商業銀行に、又各地手形組合は各農工銀行に合併せしめた。然るに従来普通銀行の設立経営は内鮮人間各其の準拠法を異にし不便を感ずるに至ったので、大正元年銀行令を制定して之が適用法規の画一を図ったが、最近世界戦乱の影響は内鮮経済界の異常なる膨張を來たし、殖産興業の事業は益々大規模の施設を要し、到底当時の農工銀行を以てしては其の資金の供給を図ることが困難となった。依って大正 7 年朝鮮殖産銀行令を制定し之を併合統一して資金一千万円の株式会社朝鮮殖産銀行を興し、債券発行を認め、更に金融組合令の改正により小商工業者に資金疎通の途を供し、又同組合聯合会を設け前述殖産銀行との連絡を密接ならしめ、その他時運の発展は地方銀行の増設増資を促したのみならず、朝鮮銀行・朝鮮殖産銀行・東洋拓殖株式会社孰れも其の資本金を増額し政府の産業施設に順応して水利開墾干拓其他大産業資金の供給益々裕となり、産業金融機関は稍稍其の整備を見るに至った。」

ここでみるように、伝来の「客主業」、「負祿商」、「於音」、「稷本の「銀行」、「手形」、「地方金融組合」、「農工銀行」などによっていくのである。このように押し寄せてくる日本の経済侵略とともに日本の金融が朝鮮の経済を巻き込んでいく。朝鮮人による金融機関もこのような環境の下で生まれてくる。日本による朝鮮経営が複雑になっていくにつれ、金融制度も多様化していき、併合後は産業の全領域において金融との関連性が大きくなり、様々な金融機関の出現となっていく様子が見えてくる。それを主導したのはもちろん国家権力であり、大企業であった。

7 外国の朝鮮統治認識と海外事情報告

外国人の朝鮮統治に対する認識は、概ね新聞や雑誌に掲載された関連記事に対する批評として『朝鮮』で紹介されるケースと、直接執筆した原稿を掲載する場合とがある。ここでは、各一例を取り上げたい。その後、海外事情報告の傾向を見てみたい。

まず、前南満洲鉄道顧問のエーチ・ジェームレット・リメリックの「日本は朝鮮において事実何を為しつつあるか」（大正 10 年 11 月）を取り上げる。「数月前予が英国に帰朝以来、我が国に於いて日本に対する曲解的印象が幾多表現されつつあるに驚きたり。」と始まるこの記事で彼は、『ニウステースマン誌』の「朝鮮における日本の政策」、F. A. マッケンジー『サンデータイムス』

寄稿、朝鮮美以教会牧師 F. H. スミスの『プレス』へ投書、『ジャパンアドバータイザー』連載記事、H. シェリルの『スクリプナー』記事、『レーバー、レッチャー』記事などを取り上げて、コメントしている。

「ニウステートマン誌は「朝鮮における日本の政策」と題して「日本が其の領土の施政に於て斯の如き態度を持するに於ては、吾人は敢へて日本と同盟を継続するを拒否するものなり」と論じ、又或る者は「大英国朝鮮新和同盟」なる冊子を配付して、盛んに日本の態度に対して罵詈雑言を加へたり。余は今回の日本皇太子殿下の未曾有の御渡欧の御目的は、確かに斯の如き誤解を一掃し、特に同盟両国間の親誼を益々確実ならしめん為の壮挙と信じて疑わざるものなり。満洲及び朝鮮の關係に就ては、日本の半官官なる南満洲鉄道会社前顧問なる余は、同問題に就て論及する権威者たるを自信するものなり。然しと雖、余は同問題に就き自ら論じるよりも、寧ろ他の外国人の所見を引証して余の論旨を保障し、以って世人の日本に対する誤解を訂正せんと欲するものなり。」

「朝鮮に関し予が第一に誤解を質さんと欲するものは、彼の世人の口にする日本は併合に当たりコリアをチョーセンと改名し以って其の国民性を撲滅せんと企てりとの風評なり。然れども事實は斯かる論旨の如何に其の真相の知識に幼稚なるかを語れり。即ちチョーセンの名は古代より用いられし名称にして、歴史の記録の五分の四はこの名称を使用せるなり。・・・之を以つても日本が朝鮮の改名をなせる決して他意あるものならざる事明らかにして、彼の国民性の撲滅のためなりとの論旨は曲解なる事亦明々白々たるなり。反つて日本がチョーセンの古代の尊き名称を復活せしは、朝鮮の国家、国民性に対して最上の敬意を表せるもの謂わざる可からず。

次に日本は又朝鮮語を抹殺し、日本語を朝鮮人に強制せりとの誤解を蒙むれり。極東に関する知識については其の權威とも称せられる彼のエフ・エー・マツケンジー氏すら、旧臘 19 日のサンデータイムスに於て「日本は朝鮮を併合し其の国名を抹殺し、其の歴史、伝統、慣習、国語に至まで、全力を尽くして其の消滅に努力せり」との記事を発表せり。成る程日本は朝鮮の学校に於て日本国語の教授をなせり。然れども何れの国が其の領土に国語を授げざるものあらんや。・・・然るに日本は日本語を教えると同時に朝鮮自らの君主統治下当時よりも以上に朝鮮語の教授をなせり。・・・尚日本政府は朝鮮語勉強奨励のため日本官吏にして鮮語に卓越せるものには特別の奨学金を給与せり。又鉄道、郵便、銀行、病院其の他に於いても、朝鮮語に堪能なるものを採用して一般国民に便せり。

次に学校に就きて述べんに、朝鮮の首都京城に居住せらるる朝鮮美以教会牧師エフ・エイチ・スミス氏は、客年プレスに書を寄せて曰く「人或は云はん、朝鮮併合後十年、朝鮮語は実際に於て生徒に教授せられずと。然れども予の前には現在使用せられつつある朝鮮語読本あり。第一編は鮮語のアルハベツトより始まり、数編に亙りて秩序整然、鮮語教育の目的に適い、鮮人をして能く現代の書籍を読破せしめ、又古代の文書を了解せしむるに足れり。日本が若し真に朝鮮語を撲滅せんと欲するものならんには、安んぞ鮮語の教科書を彼等に使用せしめんや。」と・・・予は現に白人の足跡の殆ど到らざる片田舎に於いて、日本官立学校が朝鮮児童に鮮語を以って教授しつつあるを目撃せり。

又日本が朝鮮の慣習を撲滅すべく努力せりとの攻撃に対しては予は断言せん、日本は数年来朝鮮の習慣、諸制度を研究し、以って一般人心の感情及び状況に適應せる施政を為さんと努力せりと。予は又此処に雑誌ニウ・ステートマンを手にしり。一記事ありて「朝鮮における日本政策」と

題し評して曰く「政治的に朝鮮人は非人取扱ひせられるるあり、朝鮮人は自国の政治に一の容喙をも許されず」と。斯くの如き断言は一般朝鮮の歴史を知らざる欧米読者に確かに悪印象を与ふること明かなり。然れども人若し真に批判を加へんと欲せば、須らく其の事実際に就て熟知せざるべからず。今併合以前に於ける事実を見るに、当時於ては朝鮮は自己の統治者より悪政と圧迫とを蒙り、国民は実に絶望の極に達し、無教育にして内外の事情に通ぜず、内外の貿易の皆無は云ふも更なり。朝鮮は実に「隠遁の国家」として天下に知られたり。斯くしてこの世襲的絶望は遂に朝鮮人をして一種の陰鬱性不感覺患者とならしめたり。されば朝鮮人は宣教師等が教ふる「高調過ぎたる文明」には何等の刺激をも感ぜざるに至れり。然るに日本は朝鮮人に未だ曾て得し事なき投票の権を与へ、腐敗を来すべき悪分子を除きて国民に参政の権を与へたり。(朝鮮人裁判官の権限拡張、併合当時道知事から巡查まで1万7千余名の朝鮮人採用)

此処に尚一般欧米人より曲解せられし一事あり、それは日本政府の基督教迫害なる風評なり。即ち其の報に依れば、外国人教会堂、学校、病院などは無残にも警察権のために蹂躪せられ、朝鮮人信徒は其の迫害に苦しめられつつありと。予は出来得べくんば日本人が朝鮮の基督教のために自ら進んで寄与せらるる基金年額の総計を示さんことを希望するものなり。・・・其の原因は不幸にも朝鮮における外国宣教師などの脳裏に排日観念が深く浸み込み居る事なり。彼等の或る者は既に其の感情を有して渡鮮し、又或る者は朝鮮が日本統治下に移りしにより日本に反感を生じたるもあり。而して彼等の教会中には宗教の宣布と同時に政治運動の中心となれるものあり。されば朝鮮における騒擾の四分の三は其の中心点より発現せりと謂ふも決して過言では非ざるなり。・・・有力なる朝鮮人牧師某某などは彼の有名なる1919年の朝鮮独立宣言の署名者30人中に加名し居つたるなり。然して其の宣言の朗読及び独立万歳の歓声は、最始に協会内に於て叫ばれたり。之を見て日本政府は自然の結果としてこの運動は重に基督信者に依って為さるるものと信じ、直ちに教会を焼き払い反逆者を銃殺せりと聞く。然し之れとても皆地方官憲の独断的行為にして、政府の訓令によりてなしたるものに非ざることを記憶せざる可からず。・・・然れどもこの行為が外国人より日本の残忍苛酷なる悪評を被れる原因の一たりし事は疑ひなき事実なり。」

つぎには、イー・アリクザンダー・パウエルの「日本の朝鮮政策」(大正11年6月)に対する編集者である安武文書課長の解説を紹介したい。この記事は、『アトランチック・マンスリー』1922年3月号掲載の抄訳である。

安武文書課長の解説によると、「従来朝鮮の統治を論評する者は多かつたけれども、良く詳密なる材料に根拠し公平なる判断を下す者は殆ど罕であったのである。然るに最近欧米人の朝鮮観も余程実際に近い批判たるものも少なくない様になったのは喜ばしいことである。」とある。そして、パウエル氏の論にも幾多此の欠点が存在する様に見えるとして、上げている5点を紹介する。

一、 同氏は日本と韓国との併合並にその後の政策を論じて、此の併合及び政策は全く軍閥者の意見に依るものにして進歩的意見を有する人々は之に賛成せぬと言って居るけれども、併合は軍閥者たるや否やを問わず全日本国民の意思であり又朝鮮民族の意思であったのである。併合後の統治政策に至りては一視同仁朝鮮同胞に対し内地人と均等なる発展の機会を与へ、優秀なる文明国民と伍せしむるにありて、決して劣等なる日本人を作らんとするものではないことは、総ての施設を仔細に研究するときは明瞭に了解せられるのである。例へば教育制度の如き

も・・・

- 二、 教育の方面に於ても朝鮮史の教授を禁止したとか、日本以外の国への留学を禁じたとか、外国留学者の帰国を許可しない方針を採ったとか、帝国大学入学者の学科を限定して法律政治の研究を抑止したとかいってあるが、之等も全然間違である。留学者に就て一例を挙げれば、今年だけでも既に米国独逸等に 30 名も行った程である。・・・
- 三、 宗教の方面に於て「前進せよキリスト教徒よ」の讚美歌が禁止せられ、或朝鮮人牧師が天国の事を説いて逮捕せられ、又幼年者喫煙の害を説いて却って反逆罪に問はれたといふが如きは、全然痕跡もなき夢物語である。・・・
- 四、 其の他言論集会結社の自由のこと、警察のこと、司法のことに就て誤謬の点が幾多あるけれども・・・
- 五、 日本が東洋拓殖会社なる半官的会社を設立して朝鮮人の祖先以来の小作の土地を捲き上げにかかったといふことがあるのは殊に遺憾に思はれる。・・・

また、大日向嘲嵐の「米国新聞記者の朝鮮通信より」(大正 11 年 7 月)の一部分をも紹介しておきたい。タイトルのように、米国新聞記者の記事を紹介しながら、部分的に執筆者がコメントを付けているのである。すなわち、アメリカの新聞記者の朝鮮通信には、つぎによろなくだりあるが、大日向は、これに () をつけて、コメントしている。

「…(朝鮮人)新聞記者は、総督府が言論の自由拘束を加へる嫌のある事を憤慨しているやうでありましたが、これは何処の国に於ても其の保護国に対する政策でありまして、必ずしも日本が朝鮮に於てのみ行ふ政策ではありません。治安と秩序を保つ上から致し方なき事であります。日本人の立場から云へば、朝鮮文新聞の検閲とか没収とか云ふ事は自衛の途に外ならぬのです。併し此事が案外朝鮮人の利益になっているのかも知れないのであります…」(頭点は原文)

(私は此最後の一句が非常に有意味であるかと思ひます。総督府が新聞記事に多少の干渉を加ふれば、如何にも言論の自由を束縛するやうにも見えませう。又理解なき圧制者のやうにも思はれませうが、長年月の後其の結果から判断した場合、一見言論の圧迫のやうに思はれた事柄が、案外小の蟲を殺して大の蟲を助ける大慈悲であつた事が明らかになるかも知れません。氣随氣俣を許すと云ふ事は、児童の教育に於ても出来ない事であります、或程度迄は自由を許すが、其の程度を超ゆれば放縱に流れるから多少の節制えお加へなければなりません。朝鮮人は遺憾ながら国際的に未だ児童である、此朝鮮人を善導するには、朝鮮人の欲する處に迎合して勝手氣俣に放言高論せしむる事は出来ません。)

このコメントは () のなかのやや小文字印刷になってはいるものの、「朝鮮人は遺憾ながら国際的に未だ児童である」とまでよく言えるものだと思われならない。当時の朝鮮人にはかなりの屈辱感を感じさせそうなこの表現は、『朝鮮』全体から見ても珍しい。

また、朝鮮通信には、監獄訪問のことの記述がある。参考に挙げておく。

「昼飯後私共は監獄へ案内せられて、日本人が朝鮮人の囚人をどんな工合に取扱ふて居るかを知らる事が出来ました。囚人は二千名ばかり居りましたが、皆何かしら仕事をして居りました。設備

や組織は全く近代적でありまして、最も進歩したる文明的監獄であります。囚人は監獄へ這入れば悉く何かの職業を教へられる事になっております。…ですから監獄へ這入る事は何等の職をも覚えて居ない朝鮮人には大切な事柄であります。一定の職業も無く唯ブラブラして日を送っている朝鮮人は、先づ監獄へ這入って一人前の人間になる稽古をしたらよからうかと思はれる程でした。私は今迄色々な人民を見ましたけれども、監獄外の朝鮮人ほどブラブラして呑気さうなのを見た事はありません。日本人の経営して居る監獄は、色々な意味に於て朝鮮を善導良化して居るものと云へるかと思ひます。」

このくだりにはコメントは無いが、このような風景が当時の朝鮮にはあったということであろうが、このような理解でいいのかわからない。

つぎには、『朝鮮』に紹介されている海外事情に関する記事について考えてみたい。

海外事情の紹介は、ワシントン会議のような国際的な行事があれば、それに関する記事が掲載されたりするが、一般的には海外出張からの報告書、あるいは講演の筆記記事の場合が多い。

特に総督府技師和田谷五郎の「アルゼリアの植民政策（一）（二）」「アルゼリア事情（三）（四）」（大正10年1月・2月・3月・5月）は、様々な分野にわたっており、注目される。この報告をすまでの経緯について彼は、「・・・畜に両地が母国と相接近し地理的情勢に於て相似たるのみならず、総督に依り統轄せらるる点に於て、特別予算を有する点に於て、母国との間に統一関税を実施し而かも数種の物品に対し特例を有する点に於て、母国との貿易額は全貿易額の大部を占むる点に於て、主として母国より製造品を仰ぎ、母国に食料及び原料品を供給する点に於て、農業及び鉱業は其の主なる財源たる点に於て然る等多くの近似点を有するを以てなり、斯くアルゼリアの仏国に対する関係は朝鮮の日本に対する関係と相似たる点多きを以て、アルゼリアに関する各種事情及びアルゼリアが仏国に占領せられし以来、九十一年間に於ける沿革等の研究は吾人に多大の興味を与ふるのみならず、亦多少の参考たるべきものなきにあらざるを以て、曩に外国出張の際仏国及びアルゼリア各関係官庁其の他に於て調査したる事項並びアルゼリアに関する各種冊子を参照して本稿を成せり。」と述べている。また文書課長中村寅之助の「アルゼリ事情の一端」（大正15年8,9,11月）もある。

つぎは、革命、社会主義、共産主義のロシア事情である。露国有識派の一員の報告による「新猶太」（大正10年9月）はロシアにおけるユダヤ人についての報告であるが、「余は露西亞の新思想に依つて教育されたる者にして曾て反猶太の考えを懐きたることも無く又猶太人の世界的牛耳を握らんとするが如き事は夢想たにしたる事なく斯して猶太人は欧州文明を破壊して猶太人が優勝者の地位に立つ事あるべし等云ひて杞憂せる人々は実は神經過敏の弱者として之を一笑に附し去りたり。然し事実（過般大革命に実現されたる事実）は余の観念を遺憾なく裏切りたり。」とあるように、革命後「過般大革命に実現されたる事実」は自分の考えを裏切ったものであったことをしてきしている。また、ロシア人のスキタレーツの「革命後のロシア」（大正12年7月）と「レニンと革命の先駆者プレハーノフ」（同年8月）、そして「欧州革命余談」（同年9月）というタイトルの講演記録や外事課長松村松盛の「試験管中の露西亞」（大正15年6月）、「モスクワ見物記」（土地改良課長荻原彦三昭和2年7月）、「動くソビエトロシア」（大陸経済研究所所長鎌田澤一郎昭和13年3月）が収録されている

ようするに、第一次世界大戦後の西洋の状況とは、資本主義的産業の発達に伴い、資本家との利益や権利の対立という資本主義社会の矛盾が深まっていき、そこに、ソヴィエト革命による世界共産主義運動の拡大の中で資本主義と共産主義とのブロック的対立という世界秩序が出来上がる。ロシア革命においては、期待とは異なる現実であるという趣旨の内容である。

このほかに、「英領カナダの概況」(杉本良大正9年9月)、「チェツクスロバキ共和国国情一斑」(大正10年4月)、「英国に於ける三大社会教育運動」(早稲田大学教授内ヶ崎作三郎大正10年6月)、「米国の最近事情」(渡邊頼茂大正10年9月)、「英国都市における自治の精神」、「英国における思想問題」(総督府監察官生田清三郎大正11年5月)、「米人のみる朝鮮問題」(半井清大正11年5月)、「英米の法学教育」(京城法学専門学校教授鷹松龍種大正11年6月)、「支那視察雑感」(総督府事務官篠原英太郎大正11年7月)、「欧米薬学界所見」(総督府医院薬剤課長吉木彌三)、「欧米における電気事業趨勢」(総督府逓信局技師高崎齊大正11年8月)、「欧米都市と其の建築」(総督府技師岩井長三郎大正11年8月)、「ナイル河を見て」(総督府技師本間孝義大正11年11月)、「仏蘭西の農民研究」(囑託小田内通敏)、「中華民国を巡りて」(法学士守屋栄夫大正12年1月)、「欧米漫遊談」(総督府監察官千葉了大正12年1月)、「戦後欧米における国家思想の変遷」(専売局事務官林茂樹大正12年3月)、「支那を視察して」(総督府事務官渡邊豊日子大正12年4、5月)、「英国に学ぶ可き点」(守屋栄夫大正12年6月)、「朝鮮は丁抹に学べ」(山縣五十雄大正12年8月)、「米国における宗教改革運動」(早大教授内ヶ崎作三郎大正12年8月)、「米国における諸問題」(総督府技師山本忠美大正13年2月)、「欧米を視察して」(専売局事務官高武公美同年2月)、「欧米所感」(総督府副事務官金基善同年2月)、「丁抹の農村問題」(殖産局事務官篠原英太郎大正13年3、4月)、「仏領印度支那に就て」(保安課長石川澄盛大正13年6月)、「欧米の現状と吾人の覚悟」(監察官山口憲大正13年7月)、「欧米における少年裁判所及監獄制度」(高等法院民事課長笠井健太郎大正13年8、9月)、「戦後の欧米に就て」(文学士菊池芳夫大正13年10月)、「英国における最近の重要問題」(岡崎哲郎大正13年10月)、「独逸の新保護関税法」(調査課大正13年10月)、「欧州における農業衰退の原因に就て」(農務課長渡邊日子大正13年12月)、「英領印度における州統治の沿革」(総督府囑託葛岡常治大正14年3月)、「欧州諸国戦後の国情に就て」(社会課長矢島杉造大正15年2月)、「英領印度における租税制度」(総督府属村山道男大正15年9月)、「欧米の塩業を視察して」(専売局技師山岸陸造昭和2年12月同3年1月)、「愛蘭自由国の電力統一」(逓信局技師中川銀三郎昭和3年4月)、「愛蘭田園の配電」(同同年5月)、「米国の農村問題とその対策」(総督府囑託今田定雄昭和4年3月)、「欧米の林業を視察して」(林産課長後藤真咲昭和4年4月)、「丁抹の農業」(総督府技師石塚峻昭和5年7月)、「欧米一過眼」(鉱産課長石田千太郎昭和11年4月)、「欧州畜産界の現状」(大陸経済研究所所長鎌田澤一郎昭和14年3、5、6、7、8、9、11月、同15年2月)などの記事がある。昭和5年後になると、欧米事情関係記事はそれほど見えなくなる。戦局報道の記事が目立つようになる。

むすび

以上、「朝鮮総督府機関紙『朝鮮』の哲学思想関係記事の分析」という課題の下で、総督府機関紙『朝鮮』の書誌的考察と、『朝鮮』から見る朝鮮統治と思想問題を中心に考察を試みた。ここでは、その内容を整理しながらコメントをつけておきたい。

まず、『朝鮮』の書誌的考察においては、朝鮮総督府機関紙の変遷をたどりながら、その変遷過程に見られるいくつかの特徴を整理することができた。

第一は、『朝鮮総督府月報』が各般状況を「蒐録する」ことを目的としたのに対して、『朝鮮彙報』は各般状況を「広く知悉せしむる」ことが目的としていたことである。つまり、情報の「収集」から情報の「周知」への転換があったのである。この方針転換は、『朝鮮彙報地方号』発行までに展開されていた。これらは、規程の改正によって行われたものである。『朝鮮彙報』から『朝鮮』への誌名変更においては、そのほかの特別な変化は見当たらず、その基本方針を継承したものとみられる。

第二は、『朝鮮』は、編集において特集の形式をとっていたことである。これは、各般状況の「周知」を効率的に行うためのことでもあろうが、ページ数の漸次的減少傾向からみても、普通見られるような広報誌としての役割、つまり、あくまでも総督府機関紙として、特に官吏や教員などに必要な教養のための情報提供の役割を担おうとしたものと思われる。これには、激変していく時局との関係も読み取れる。

つぎに、『朝鮮』から見る朝鮮統治と思想問題においては、注目される記事を、朝鮮の思想状況：独立運動の分析、総督府の思想課題、新しい思想の模索、「皇化」行事、日韓併合の歴史的理解、制度の歴史的沿革：文明化、外国人の朝鮮統治認識と海外事情報告、などの項目立てをして、その内容の紹介に努めた。じつに、分析までには踏み入ってないのは、そのための基本的作業となる執筆者の追跡調査（現在も進行中）の進捗状況が好ましくなかったからである。つまり、記事執筆者の他の著書や論文をも参考にしなければ、『朝鮮』収録の記事だけの分析は成功できないと考えたからである。学者執筆者の場合は、その学問の時代性を考えるうえで欠かせない仕事であり、官吏執筆者においては、その考え方を支えていた学問思想の問題を考えるのに重要である。現在ほぼ完成間近にある記事索引のデータベース作業が全般的に遅れたことで、作業の効率に影響された面もあった。

最後に、今後の課題について述べておきたい。

一、総督府機関紙『朝鮮彙報』と『朝鮮』には、「地方号」とよばれた朝鮮語版がある。一部その所在は確認できたが、現物はまだ見てない。当時の出版状況もわからない。この朝鮮語版の総督府機関紙の調査は、今後行わなければならない。

二、『朝鮮』記事索引データベースを完成し、その公開作業がある。植民地時期発行の他の雑誌の記事索引作業も期待される。